

令和元年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 元 年 1 2 月 1 7 日
- ・ 開 会 令和 元 年 1 2 月 1 7 日
- ・ 閉 会 令和 元 年 1 2 月 1 8 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番 後 藤 忍 7 番 品 田 好 博

2 番 三 條 幸 夫 8 番 齋 藤 宏 司

3 番 上 地 史 隆 9 番 松 岡 克 美

4 番 田 中 裕 之 10 番 深 川 昇

5 番 原 本 哲 己 11 番 松 田 信 行

6 番 沢 出 好 雄 12 番 近 藤 哲 雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町長、教育委員会教育長、代表監査委員、農業委員会会長、副町長、総合支所長、会計管理者、総務課長、総務課参事、総務課参事、住民課長、福祉課長、福祉課参事、産業課長、産業課参事、建設課長、建設課参事、地域振興課長、住民福祉課長、総務課主査、生涯学習課長、生涯学習課参事、高校・認定こども園推進室参事、高校・認定こども園推進室参事、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、事務局主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和元年第4回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和元年12月17日（火） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

（諸般の報告）

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課参事	鈴木章夫
総合支所長	伊藤裕幸	産業課長	藤田勉
会計管理者	平田義和	産業課参事	中村直樹
総務課長	南部猛	建設課長	高島清和
総務課参事	林敏美	建設課参事	山本純生
総務課参事	塚原章裕	地域振興課長	作田勝弥
住民課長	田中信裕	住民福祉課長	星加政志
福祉課長	佐々木徳幸	総務課主査	土田康裕

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐薙幸史	高校・認定こども園推進室参事	村山修
生涯学習課参事	田端久剛	高校・認定こども園推進室参事	友西敦史

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 伊藤裕幸

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 井上透

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 伊藤裕幸

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	菊地教男	事務局主幹	田中学
------	------	-------	-----

以上のとおり報告する。

令和元年12月17日

大空町議会議長 近藤哲雄

諸 般 の 報 告

《令和元年9月12日～12月17日》

- 9月12日 第11回議会広報常任委員会
- 16日 女満別ドリーム苑敬老会
- 20日 東藻琴福祉会敬老会
- 21日 老人福祉大会・大空町ふれあい広場
- 30日～10月1日 稲城市議会会派「新政会」行政視察来町
- 10月 2日～4日 総務厚生常任委員会道内行政視察調査（津別町・上士幌町・本別町・上富良野町・東神楽町）
- 6日 ジェットラインさわやかマラソン大会
- 9日 女満別空港消火救難総合訓練
- 9日～11日 議会運営委員会道内先進地視察調査（伊達市・福島町・岩見沢市）
- 12日 津別町開町100年記念式典・祝賀会（津別町）
- 16日 秋の輸送繁忙期の交通安全運動に伴う街頭啓発
- 18日 第12回議会広報常任委員会
北網ブロック町議会議員研修会（津別町）
- 19日 東藻琴中学校学校祭
女満別中学校学校祭
- 20日 大鵬杯争奪相撲大会
女満別消防団100年記念式典・祝賀会
- 21日 第8回総務厚生・第8回産業建設文教合同常任委員会
第8回総務厚生常任委員会
第8回産業建設文教常任委員会
- 24日 決算審査特別委員会
- 25日 大空町女満別地区認定こども園建設工事安全祈願祭
北網ブロック市・町議会正副議長会議（斜里町）
- 27日 もこと山ふきおろしマラソン大会
収穫感謝まつり
- 30日 オホーツク圏活性化期成会秋季要望（札幌市）
- 31日 北海道消防大会歓迎交流会（網走市）

- 1 1 月 1 日 北海道消防大会（網走市）
 3 日 大空町表彰式
 8 日 第 1 3 回議会広報常任委員会
 9 日 女満別小学校学芸会
 東藻琴小学校学芸会
- 1 2 日～1 5 日 産業建設文教常任委員会道外行政視察調査（栃木県芳賀町・茨城県美浦村・株式会社クボタ筑波工場・一般財団法人高度技術社会推進協会・東京都稲城市）
- 1 3 日 全国町村議会議長会創立 7 0 周年記念式典及び町村議会議長全国大会（東京都）
- 1 6 日 女満別幼稚園はっぴょうかい
 東藻琴幼稚園・保育園おゆうぎかい
 東京東藻琴会総会・懇親会（東京都）
- 2 0 日 第 1 4 回議会広報常任委員会
- 2 1 日 第 1 回議会広報モニター連絡会議
- 2 6 日 第 9 回総務厚生・第 9 回産業建設文教合同常任委員会
 第 9 回総務厚生常任委員会
 第 9 回産業建設文教常任委員会
- 2 8 日 議会運営委員会道内先進地視察調査（鹿追町）
- 3 0 日 自民党移動政調会（北見市）
- 1 2 月 1 日 紋別市議会議長追悼式（紋別市）
 6 日 若返り演芸会
 1 1 日 第 6 回議会運営員会
 1 7 日 令和元年第 4 回定例会

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会 開会宣言

- ◇議 長 おはようございます。ただいまから、令和元年第 4 回大空町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において、5 番、原本哲己議員及び 6 番、沢出好雄議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

- ◇齋藤議員 おはようございます。議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するに当たり、去る 12 月 11 日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議いたしました。

本定例会では、一般質問者が 4 名、町長から提出されております案件が 21 件であります。このほか、議会提出案件の提出も予定されております。

したがって、一般質問及び議会提出案件の内容から判断いたしまして、本定例会の会期は本日 12 月 17 日に開会して、12 月 18 日までの 2 日間とすることが妥当であると全会一致で判断しましたので、その結果についてご報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 12 月 18 日までの 2 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 12 月 18 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

◇議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議長 日程第4、行政報告を行います。山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。山下町長。

◇町長 おはようございます。令和元年第4回大空町議会定例会行政報告を行います。

9月24日から26日にかけて、企業等の表敬訪問に東京を中心に行っております。これは職員研修を兼ねて職員と2人で、関係各企業等を訪問し、意見交換等を行ったものでございます。本年度は、良品計画、ボッシュ、B&G財団、セキスイハウス、地域創造、法務省、大嶽部屋などを訪問させていただきました。

10月1日は、網走川豊住地区要請活動のため上京をしております。国営網走川豊住地区かんがい排水事業の地区採択について、農林水産省、関係各国会議員に対し、JA、土地改良区、期成会の皆さんとともに要請活動を行ったところでございます。

10月2日は、国道334号道路整備促進地域連携会議総会を開催いたしました。本年度から会長を仰せつかっており、要望事項を確認するため、総会を開催いたしました。重点要望として開陽における平面線形の改良を追加したところでございます。本年度、すでに調査費が計上されているところでございます。

10月7日は、同じく国道334号道路整備促進地域連携会議意見交換会といたしまして、網走市におきまして、網走開発建設部に対し、要望活動を行ったものでございます。

同日、北見地区国有林野等所在市町村長有志協議会が北見市で開催されました。国有林が所在する市町村と北海道森林管理局との意見交換の場でございます。令和2年度の予算要求の内容説明のほか、森林環境譲与税の活用などについて意見交換をいたしました。

10月8日は、オホーツク町村会行財政特別委員会が網走市で開催されました。来年度採用職員の1次試験の合格者を決定するための会議でございます。本年度は大卒者18人、高卒者76人を1次合格者と決定したところでございます。

10月10日は、まちづくり・住まいづくりに関係する市町村長意見交換会と題しまして、本町で国土交通省都市局、北海道開発局職員が来庁いたしまして、都市再生や住宅政策に関わる課題などについて、意見交換を行ったところでございます。

10月21日は、農業再生協議会臨時総会を開催いたしました。産地パワーアップ事業に係る補助申請にあたり、GPS自動操舵システムの導入事業について説明を致し、了承をいただいたところであります。

同日午後から、オホーツク管内市町村長と商工会長会議が北見市で開催されました。2年に一度開催されている会議で、本年度は北見市端野町で開催をされたところでございます。河西商工会長とともに出席いたしました。オホーツクにおける情報発信について、意見交換を行いました。

10月26日は、矯正施設所在自治体会議地方創生研究会が網走市で開催されました。本年6月に会議が発足し、研究会が網走市で開催されたものでございます。私も出席をさせていただき、現在、法務省と協議を行っております住吉作業所の活用構想などについて発表いたしましたところでございます。

10月28日には、北海道命のみちづくりを求める東京大会並びに要請活動に参加いたしました。昨年に引き続きまして、北海道が主催をし、東京で開催したものでございまして、前年度以上の参加者となりました。併せて、北海道選出の国会議員、国土交通省に対しまして、道路整備の促進を要請したところでございます。

10月29日、翌日には安全・安心の道づくりを求める全国大会並びに要請活動に参加いたしました。この大会は、年々規模が拡大しておりまして、参加者も増えている状況でございます。このため、会場を東京国際フォーラムに移して開催されました。国会議員の方々の参加も多く、この中で、決議を採択し、更に関係各所に要請活動を行ったところでございます。

10月30日は、オホーツク町村会臨時総会が札幌市で開催されました。他の会議日程に合わせて札幌で開催をされたところでございます。事務局長人事の内定と全国町村長大会後の行政視察の内容について、決定をいたしました。

同日、オホーツク圏活性化期成会秋季要望を札幌で行っております。この要望活動は、北海道に対する要望活動として行ったところでございます。地域医療、情報基盤の整備、シストセンチュウ対策のほか、私は建設経済班といたしまして、道路の整備、空港の整備、又、鉄路、バスの関係について、要望したところでございます。

10月31日は、北海道町村会政策懇談会が開催されています。講演のほか、分科会が行われまして、民生文教分科会に参加をいたしました。公共的病院への支援ばかりではなく、民間病院への支援も必要があるという旨につ

いて、私から発言をさせていただいたところでございます。

同日、市町村長政策研究会が札幌市で開催され、私も参加いたしました。今回は中野副知事を講師に鈴木新知事の政策展開についての説明内容でございました。7空港一括の民間委託、来年度予定されておりますウポポイの開設、ボールパークの開業、新幹線、そしてオリンピックの開催など、北海道が関わる事例が出てくると、ここに北海道として活路を見出していきたいという内容ではございましたが、北海道自体が何かをするということについての言及がなく、少し残念だったという印象でございました。

11月1日は、国道334号道路整備促進地域連携会議意見交換会ということで、札幌で行いました。これは10月2日の総会、10月7日の網走建設部への要望活動に続き、北海道開発局に対し、要請活動を行った内容のものでございます。線形改良の調査概要について、すでに地域に対し、説明をさせていただいておりますことなどについて発表いたし、意見交換をさせていただきました。

11月3日は、大空町表彰式を挙行いたしました。この場所におきまして、19個人、1団体の功労、又、他の模範となられた方々に対し、表彰をさせていただいたところでございます。

11月5日は、網走厚生病院運営協議会が網走市で開催されました。厚生病院からは、現状の報告や運営の方向性などが説明されたところでございます。とりわけ常勤医定数36名のところ、20名の体制で現在取り組んでいる厳しい現状が報告されました。又、併せまして、1月から脳神経外科の開設も報告されたところでございます。

11月8日は、北網地区市町長会議が清里町で開催されました。軽費老人ホームでありますケアハウスきよさと、又、情報交流施設でありますキョエールの視察とともに、地域おこし協力隊の活用事例について、意見交換をいたしました。関係する北網の市町におきましては、津別町が最も積極的にこの制度を活用しているということがよく分かりました。

11月11日は、交通安全・社会を明るくする運動実行委員会を開催いたしました。本年の大会の報告と反省を行うとともに、来年度は7月7日、女満別地区で開催することを決定したところでございます。

11月13日から15日にかけては、中央省庁の要請活動のために上京いたしました。これも職員研修を兼ねて、職員と2人で各省庁を訪問し、要請活動や意見交換を行ったところでございます。総務省におきましては、副大臣と面会が叶い、高度通信環境整備について要請をいたしました。このほか、国土交通省では、河川防災ステーションの整備に関する予算の確保。法務省におきましては、住吉作業所の活用。更にパナソニック株式会社にも訪問いたしまして、情報発信についての意見交換をさせていただきました。更に農林水産省におきまして、センチュウ対策、又、産地パワーアップ事業についての意見交換。文部科学省におきましては、認定こども園に掛かる予算の確保、そして湿生植物群落の調査などを要請したところでございます。併せましてこの機会に自転車を活用したまちづくりを推進する市町村長の会

というものの総会が開催されておりまして、そこにも出席をさせていただきました。

11月14日、この訪問の間でございますが、北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会秋季要望が行われまして、参加いたしました。端野・高野間の事業の促進と女満別空港から網走の計画段階評価の実施について国会議員の方々、財務省主計局長、国土交通副大臣などに要請活動を行ったところであります。

併せまして、11月15日には東京におきまして、新過疎法制定実現総決起大会が開催され、ここにも参加いたしました。令和3年3月をもって現在の過疎法の期限が切れます。このことから、新法の制定を求める決起大会として開催されたものでございます。

11月16日は、東京東藻琴会総会に出席をいたしました。今年の出席者は24名と例年と比べまして若干少ない参加の人数でございました。来年、令和2年には、11月14日に開催をしたいと、そういうことで調整をしていきたいという旨の発言が事務局の方からございました。

11月26日は、全国浄化槽推進市町村協議会通常総会に参加いたしました。現在、北海道合併処理浄化槽普及促進協議会の会長を仰せつかっております。このため全国協議会の総会に出席をしたものでございます。併せて、予算の確保でありますとか、制度改正について、環境省、北海道選出の国会議員等に要請活動を行わせていただきました。

11月27日は、全国町村長大会が開催され出席いたしました。安倍内閣総理大臣、大島、山東両議院議長、高市総務大臣、まちひとしごと創生担当大臣、防災担当大臣、橋本五輪担当大臣のほか、自民党総務会長、全国町村議会議長会会長などお迎えをして開催されました。それぞれ大会において決議、特別決議を採択し、閉幕としたところでございます。

11月27日から30日にかけて、オホーツク町村会町村長研修が実施され、参加をいたしました。この研修は4年に一度、行政視察として行われているもので、今回は、高知県、愛媛県を訪問させていただきました。高知県庁ではJR四国との利用促進事業などについて説明を受けたほか、愛媛県と高知県にまたがる淀線というローカル線にも乗車をさせていただき、状況を確認いたしました。又、高知県梼原町では、国立競技場の設計をされました須磨健吾氏設計の個性的な施設整備、又、愛媛県の内子町では、歴史や職人文化を引き継ぐ、そういったものをまちづくりに活かした、町の活性化策などについて学んだところでございます。いずれの町も町民の自主的な活動に感銘を受けたところでございます。

12月2日は、企業誘致委員会を開催いたしました。企業振興促進条例の見直しに係る説明と8月に実施をいたしました企業立地セミナーに関する報告を行ったところでございます。

12月4日は、商工振興協議会を開催しております関係する各種事業について説明し、委員の皆さん方からは、プレミアム商品券事業でありますとか、ホームページの作成事業、又、総合戦略事業と融資事業をセットで考えるべ

きではないかとの意見が出されたところでございます。

以上、行政報告といたします。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。3番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、3番。皆様、改めておはようございます。今年も早いもので、残りわずかになりました。つい先日のニュースであります、今年の世相を表わす漢字が令の一文字に決まりました。令は、決まりや掟という意味のほか、素晴らしい、良い、立派という意味もあるそうです。新元号にも使われ、まさに平成から令和にと、新しい時代の始まりを象徴した一文字ではなかったかと思います。ですがその一方で、台風や豪雨などの自然災害も多くあり、悲惨な事件や事故も多くあった年ではなかったかと思います。新しい年は災害や事件事故等のない社会全体の安全を心より願いたいと思います。

それでは通告に従い、質問に移らせていただきます。他の方の質問と重なるところがありましたらお許しいただきたいと思います。

まず一つ目の質問です。プラスチック削減の取り組みについてです。

近年海に漂うプラスチックが、世界的に深刻な問題になっています。新聞やニュース、ネット等でも大きく取り上げられはじめております。今日、世界の海には、少なくとも800万トンものプラスチックごみが流れ込んでおり、これをジェット機の機体の重さに換算すると約5万機分を海に捨てていることになるというふうに言われています。海にはすでに約1億5,000万トンものプラスチックごみがあると言われ、2050年には、それが海にいる魚と同じ量にまで増えると予測がされております。

プラスチックは軽くて丈夫で加工がしやすく、耐水性もあり、とても便利で、しかも安価な素材でもあることから、私たちが毎日のように使用するレジ袋やペットボトルなど、日常生活のあらゆる場面でプラスチックは利用されています。このことから、非常に身近で便利なものですが、プラスチック製のレジ袋が完全に自然分解されるまでには、約1000年以上掛かるとい研究のデータもあります。

不適切に処分された一部のプラスチックが、大量に海に流れ、いったん入り込むととても長い間環境を汚し、生き物などの生態系にも悪影響を及ぼします。例えばウミガメが海に漂うプラスチック製のポリ袋を餌のクラゲと間違ひ飲み込んでしまい、又、胃の中にプラスチックの破片が留まって、満腹であると勘違いをし、食事をとらずに餓死をしてしまうこともあるそうです。プラスチックを摂取している割合は、ウミガメで約5割、魚等を食べる海鳥では約9割に達しているとも推測もあります。

又、長い期間を掛けて紫外線や、打ち寄せる波の影響を受けて細くなった

5ミリ以下のプラスチックの粒子であるマイクロプラスチックについても、有害物質が含まれており、細かいことから、広く海の生態系に取り込まれ、食を通じて人体にも悪影響を及ぼすのではないかと危惧がされております。

大空町にこの問題は関係ないと思っている方もいらっしゃると思いますが、そうではありません。適正に捨てられなかったプラスチック製品は、川から湖、湖から海に流れ、最終的には海まで汚すこともあります。

町内の河川や湖でも、レジ袋、肥料袋、発泡容器等さまざまな形態の種類のプラスチックごみを見ることがあります。そこに住む生き物に悪影響を与えているのではないかと、大変な危惧を感じております。

ほかの自治体でも、環境に悪影響を及ぼす可能性があるプラスチック製品の削減に取り組み出しています。

大空町のプラスチックの処理とリサイクルの現状はどうなっているのか、町長よりお聞かせいただきたいと思います。

続いて、二つ目の質問に移らせていただきます。二つ目は、コミュニティ・スクールの導入についてです。コミュニティ・スクールとは、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べる事が出来る取り組みです。

文部科学省は、今年の10月30日に地域と学校の連携、協働体制の実施、導入状況を公表しました。全国の公立の小中学校と義務教育学校におけるコミュニティ・スクールの導入率は23.7%であり、地域学校協働本部の整備率は50.5%、両方合わせて整備している学校は14.1%でした。

文部科学省の第3期教育振興基本計画では、2022年度までに全ての公立学校において、学校運営協議会制度が導入されること、全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されていることを目指しています。

管内の市町村でもコミュニティ・スクールの導入が始まっています。大空町の現在の取り組みと今後の導入についてのお考えを教育長よりお聞かせいただきたいと思います。

以上、最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 上地議員からの一般質問にご答弁させていただきます。

おっしゃるとおりプラスチックは私たちの生活に幅広く利用され、無くてはならないものとして普及されています。

一方で、プラスチックごみが河川から海へと流れ出て、地球規模での環境汚染となり、生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が懸念され、地球規模での国際的な問題ともなっております。

本町におけるプラスチックの現状でございますが、容器包装リサイクル法に基づく町民皆様のご協力により、資源物としてリサイクル化に努めているところでございます。実績につきましては、後ほど担当者から説明をさせていただきます。

このようなリサイクルが進められているのは、町民皆様の環境に対するご理解とご協力のたまものであると、そのように感じておりまして、この議会の場を借りて感謝を申し上げたいと存じます。

◇議 長 渡邊教育長

◇教 育 長 上地議員からの一般質問のうちコミュニティ・スクールの導入についてご答弁を申し上げます。

コミュニティ・スクールは、保護者や地域の皆さんによる学校教育への参画を促すために始められた取り組みであり、地域と共にある学校づくりを目指すものでございます。保護者や地域住民が参画し、学校運営などを協議する場として学校運営協議会が設置され、学校運営協議会を導入した学校がコミュニティ・スクールと呼ばれます。

学校運営協議会には、大きく3点の機能がありまして、1点目は、学校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。2点目は、学校運営について教育委員会又は学校長に意見を述べること。3点目は、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることとされております。又、学校運営協議会は個人の意見を言う場ではなく、教職員、保護者、地域住民などの議論により合議体として意見を取りまとめる場とされております。学校運営協議会にそのような機能を持たせ、学校と地域が対等な立場で協議することで、保護者や地域住民にも当事者意識を持って、学校運営に参画していただき、より良い教育環境づくりを行い、課題解決に向けた取り組みを効果的に進めるとともに、教職員の負担軽減にもつなげていこうと、そのような内容でございます。

平成29年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務とされましたことから、多くの学校で導入が進んでおり、本年5月現在、道内でも約44%の学校でコミュニティ・スクールが導入されております。

導入した市町村の事例では、学校と地域が情報を共有するようになった。地域と学校が密着した学校運営が可能となった。特色ある学校づくりが進んだ。生活科、社会科などにおいて、児童生徒の学習活動が充実したなどの成果が報告をされております。

そのような成果を期待いたしまして、大空町においても令和2年度からコミュニティ・スクールを導入したいと考えておりまして、今年度、町内各学校長などと検討、協議を進めるとともに、先月開催されました大空町PTA連合会主催の研修会でも、専門家によるコミュニティ・スクールに関する講話を行っていただくなど、保護者に対する啓発にも努めてきているところでございます。

これまでの検討、協議を踏まえまして、大空町のコミュニティ・スクールは、小学校、中学校合同で一つずつ、女満別地区、東藻琴地区それぞれに学校運営協議会を設置する方向としており、小中学校の連携を意識した体制や

仕組みとしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上、上地議員の一般質問へのご答弁とさせていただきます。

◇議 長 田中住民課長。

◇住民課長 上地議員からの１点目のご質問に関しまして、プラスチックごみを含む資源物回収の状況について、ご説明させていただきます。

昨年度、平成３０年度の資源物回収総量は６２８トンございましたが、ここ１０年以上６００トン前後で推移している状況でございます。

６２８トンのうち、プラスチック系ごみの割合ですが、ペットボトルが３８トンで資源物全体の６．１％、その他プラスチックが４７トンで７．５％、発泡トレイが２．５トンで０．４％、合せまして８７．５トン、割合としまして１４％を占めております。

プラスチック系ごみの回収は、平成１８年度に１３７トンございましたが、２４年度に１００トン割り、ここ５年間では８０トン台で推移しております、１０年前と比べて減少してきている状況でございます。

なお、資源物回収と生ごみ回収を合わせましたリサイクル率ですが、町民皆様のご協力により、平成２２年度から３０％台を維持しております、２９年度で３７．９％、これは全国１，７１９自治体中１４３位、全道では１７９自治体中２４位の順位となっております。

更に昨年度は町全体のごみ回収量が２００トン以上減少したこともありまして、リサイクル率につきましては４２．６％と初めて４０％を超えたところでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

◇議 長 ３番、上地議員。

◇上地議員 はい、３番。課長からも、町長からもお聞かせをいただきましたが、プラスチックについて改めて再質問したいと思います。

プラスチックの分別処理又は再資源化が進んでいる、リサイクル率も、３９％台であると、総排出量もごみ自体２００トン近く減っているということを聞きました。そしてプラスチックについては約８０トン台で推移をしているということを聞かせていただきました。まさに分別の周知が進んで地域住民の理解の賜物ではないかなと、そのように敬意を表しますが、その中で、改めて質疑をさせていただきたいと思います。確かに環境の理解ということも、町長の答弁でありましたが、実際環境についてあまり周知されていないかなと。分別については、しっかりして、そのような効果が出ていると思いましたが、そのことについてですが、実際活動している団体とかも余り多くは知られていないのではないかなと、私自身はそう感じております。

先日の記事で、網走川流域の会がテレビや新聞などに出ていましたが、１市３町、網走、美幌、津別、大空の各地点において、網走川のマイクロプラ

スチックの調査を行ったと。全国平均よりは少なかったとはいえ、1,000以上の物が発見されたと。確かに自然の中で少しずつ影響を及ぼしているのだなと。

又、それだけではなく、環境の問題についても、北海道海浜美化を進める会の方を招いて講演を行ったということもあります。プラスチックの問題について理解をしていただくためにも一般の方を対象に行ったということもありました。私自身、そういう活動があまり知られていないのがありますし、確かにごみの分別の周知はしっかりされてきたと町の広報を見ても分かりますが、環境や各種団体の取り組みなどについて、少し周知が足りないのではないかなと、そのように思いますが、そのことについて改めてお聞きかせください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 町では、分別の徹底にご協力いただくために、町のおしらせ号にありますとか、今回行っております町政懇談会、更には出前講座などでも周知をさせていただいております。

しかしながら、プラスチックごみが地球環境にどのように影響を及ぼすか、その大変さということについては、余り触れてきていなかったように思っております。どちらかというところごみの量を減らして、経費節減にご協力くださいという趣旨の言い方が多かったのではないかなと、そのように反省をしております。

そのようなことから、各いろいろな団体の方々が活動してくださっておりますが、最近広報などを見ましても、そういったことの周知が少なくなっているようでございます。実際にはその環境美化、清掃活動につきましては、自治会の方々でありますとか女性団体、ボランティア団体の方々、皆さん方が道路や河川、更には、私どもの町にあります湖畔のごみ拾い、そういった清掃活動に毎年定期的に取り組んでくださっていることは事実でございます。

又、学校などにおきましても、湖畔のごみ拾いがありますとか、ごみ拾い登校というような活動も行っております。そういったことを皆さんに周知をさせていくということも大切だなと改めて感じております。

又、大空町だけではなくて、河川から湖、又、外海へということで、広域での取り組みというものも必要になってくるのではないかと、そのように考えております。議員が言われました、流域の会の他にも北海道一級河川環境保全連絡協議会というものがございます。又、網走湖環境保全対策推進協議会、藻琴川環境保全対策連絡協議会、こういった広域の組織もございまして、この中で、水質調査でありますとか清掃活動、自然体験学習、更には植樹というようなものも行っております。こういった組織がありまして、その中で取り組みもありますが、十分な周知には至っていないかなと、そのように反省をいたしております。

ご指摘のとおり、先日、網走川流域の会の皆さん方が網走川におけるマイ

クロプラスチックの含有調査をされております。細かな内容等については、後ほど担当から報告をさせたいと思っております。

又、先ほど言いましたように、各いろいろな団体の方々が活動している、そのことを周知していく、それも、今後の町民皆さんに対する意識啓発という観点からも重要なことではないかなと、そのように考えておりますので、こういった点についても配慮してまいりたいと、そのように考えております。

先日、ノーベル賞を受賞されました吉野彰さんが、インタビューの中で授賞式に行かれまして、現地の学校も4校ほど回らせていただいたと、その中で、若い世代の方々が環境問題に対して熱心に取り組んで議論をしている、その姿勢が素晴らしかったというコメントをされておりました。

私、それを聞いておりまして、日本におけるその環境学習教育というのでしょうか、そういった視点も、これからはもっともっと深めていかなければならないのではないかなと。そういった印象を抱いたところであります。そのためにも、町としてさまざまな観点から取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

◇議 長 藤田産業課長。

◇産業課長 網走川流域の会の活動状況につきまして、答弁させていただきたいと思います。

網走川流域の会は、網走川が育む独自の文化や郷土、豊かな海と大地の恵みを次世代に引き継ぎ、人、産業、自然が共生する流域社会の構築を目指し、網走川流域の1市3町の漁協や農協、企業、大学、行政機関などが参画し、活動を行っております。

年に1度、1市3町で同じ日に、網走川の一斉清掃に取り組んでおります。今年も6月23日に実施され、全体では416名の方が参加し、プラスチックごみを含め、770キログラムのごみを回収しております。

又、近年、新たな環境問題として取り上げられておりますマイクロプラスチックにつきまして、本年、網走川の状況について調査を行ったところでございます。大空町内では豊郷橋付近で行われており、7月19日の調査結果では、1立方メートル当たり平均0.27個、重さにして0.035ミリグラム。9月10日の調査では、0.25個、重さにして0.036ミリグラムが検出されております。そのほか網走川流域の津別町、美幌町、網走市でも同時に調査が行われており、1立方メートル当たり平均で0.34から0.95個、重さで0.002から0.061ミリグラムが検出されているところでございます。ご参考までに国内の河川の状況ですが、1立方メートル当たり平均1.6個、重さで0.4ミリグラムとなっており、現在のところ網走川の結果は、国内の平均を下回っている状況にあります。

網走川流域の会では、今後も一斉清掃を継続し、啓発活動にも取り組んでいくこととしてございます。

◇議 長 3 番、上地議員。

◇上地議員 はい、3 番。町長からもお答えをいただいて、地域住民の方に環境問題についてもこれから周知し、各種団体の取り組みについても、課長などにもお聞きをしました。

是非、そういう団体とか、活動なども地域住民に周知、そして環境問題についても啓蒙などを行っていただきたいなと、そのように思います。やはりそういう理解が深まって、そういう方が協力してくれる体制がすばらしいことだと思いますので、是非、それについては、これからも取り組んでいただきたいと思います。

その上で、プラスチックの削減について改めてお聞きしたいと思います。新しいものでございますが、政府が5月にまとめた海洋プラスチックの削減に向けた行動計画には、自治体が漁業者と連携して、プラスチックごみを回収処理する対策が明記されました。環境省は漁業者が漁と一緒にプラスチックを引き上げた場合、各市町村において焼却処理処分をすることを推進するという考えを持っているそうです。20年度の予算では、そのようなものに対して、重点的に予算を配分したりという考えもお持ちのようです。

実際、自治体にとっては何が出来るかと言いますと、ほかの自治体で簡単なことかもしれませんが、レジ袋は大体1袋10グラムありますが、まずレジ袋削減に向けてマイバックを使用したり、又は先にも言ったようにペットボトルなどを使用しないようにマイボトルを利用したりと、プラスチックと賢いつき合い方っていうことが北海道のホームページにも出ていますが、実際に行政が先導的に小さな取り組みを行っているところもあります。そして先に言ったように、そのような活動を地域住民の方に環境問題を理解していただき、そのような活動に協力をしていただくと。確かに小さな取り組みかもしれませんが、それが積み重なっていくことが大切なのではないかなと私自身は考えております。

民間の事業者においても、例えばプラスチックストローを使わないようにしたりとか、レジ袋の削減をしたりとかいろいろな取り組みを進めている事業所も出てきております。

私はやはり何らかの行動を大空町も起こさなければいけないと思っています。このように少しずつの取り組みであります。今後のことを考えると、取り組んでいくべきだと思いますが、このことについてどうお考えでしょうか、改めてお聞かせください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 プラスチックというものは大変便利なものでございまして、全てを今すぐこの世から無くすということは難しいと、そのように考えます。ですので、まず一義的に義務が生じております分別リサイクルの徹底というもの、更に高めてまいりたいと思っております。

併せまして、その使用の低減、議員から賢いつき合い方ということのお話がありましたように、それが出来るような啓発活動にも力を入れてまいりたいと思っております。

レジ袋、確かな調査ではありませんが、先日、課長職会議を開いた中で、今、町内で有料化しているところはどこがあるだろうか、何店舗ぐらいあるだろうかという中で、一つ程度しか出てきませんでした。まだまだの有料化が全ていい訳ではないのかもしれませんが、そういうことの行動を起こすことによって、もらわない方が少しでも増える、出回り量が減るということも大切なことではないかなと、そのように思います。

又、職員なども、最近ではペットボトルではなく、水筒を持って、マイボトルを持って、出勤している職員も多くおります。そういった中で、マイバックでありますとか、マイボトル、こういったものの奨励に対する啓発活動というものもしてまいりたいと思っておりますし、やはり大勢の方々がそれぞれの意識を高めていただく、そのことによって環境への負荷の少ない商品を利用するというところに繋がる、必然的にプラスチックの出回り量を少なくするというところに繋がるのではないかと考えています。

又、先ほど言いました清掃活動をPRするというだけではなくて、積極的に参加をしていただく、そうやって参加をいただければ、ご本人の取り組む姿勢、意識というものが更に高まりまして、ごみを出さない、プラスチックをポイ捨てしないという意識にも繋がっていくのではないかと考えております。当然今、すでに実行されている方も多くいらっしゃると思いますが、まだ実行されていない方もいらっしゃる。そういった方々に職場やご家庭で出来ること、まずは一つずつでも行っていただくというようなことを、町としても皆さん方に呼び掛けてまいりたい、そのように考えてございます。

先ほど言いましたように、皆さん方の一つ一つの行動が地球規模の環境に繋がる、温暖化の防止などにも役立っていく。いろいろな意味で効果がある。その一步を、動き出せるように町としての取り組みも行うことを約束申し上げたいと存じます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。少しずつの行動ではありますが、是非周知などを行っていただきたいなと。

先ほどの質疑で町長より他の自治体との共同で行っていきたいということもありましたので、網走川など他市町村をまたぐ問題もあります。是非リーダーシップを発揮して取り組んでいただければと思います。プラスチックごみの削減についてはこれで終了したいと思います。

コミュニティ・スクールについて、再度質問したいと思います。

教育長より、東藻琴、女満別両地区2カ所において、小中学校を対象に設置をするということをお聞きしました。

その中で、改めてお聞きをしたいと思いますが、学校運営協議会、コミュ

ニティ・スクールの核となるものですが、地域住民などももちろん入れることは分かっていますが、どのような方を構成員として想定をされているのか、改めてお聞かせいただければと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 コミュニティ・スクールを構成するメンバーについてのご質問をいただきました。

学校運営協議会の委員さんの役割として考えておりますのが、学校の課題を共有し、課題解決に向けたアイデアのご提言をいただいたり、又、支援策を検討していただくといった役割のほか、この大空町という地域にとって、どのような子どもたちを育てて欲しいかという学校への要望を継続して行っていくと。そのような役割も一方で担っているものと思っております。

学校の先生たちは異動という形で、常に同じ体制ではございませんので、地域の願いといったものについては、やはり先生たちが替わっても、変わらない要望を継続していくということが、このコミュニティがもつ大きな意味、意義でもあらうと、思っております。

現在、学校運営協議会の構成員としては、学校長、教職員を始め、現在、学校評議員としてお世話になっておられます方々、又、保護者や地域住民、学識経験者等、幅広い分野から参画を得たいというように考えておまして、全体で15名程度の委員構成にしたいと想定しているところでございます。とりわけ、地域住民の中からは、自治会や女性団体、青年団体、又、企業といった他、民生委員、児童委員さん等あらゆる立場の方に賛同参画をいただければと思っております。いずれにいたしましても、多様な立場から建設的なご意見を伺えるような組織にしていきたいと思いますと考えているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。教育長より大体15名ぐらいで、多様性を持っている幅広く人選をしていきたいということを聞きました。

その中で、教育長の説明であったように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第47の6の主な役割三つを言われましたが、その中で学校長が作成する学校運営の基本方針を承認すると。そして、二つ目としては、学校運営に対して学校長又は教育委員会に意見を述べる事が出来ると。そして三つ目、ここが少し大変なことかなと思うのですが、教職員の任用に関して、教育委員会の定める事項についての中ではありますが、意見を述べる事が出来るとあります。先ほど言ったように、それだけ大きな権限を持つということもありますので、人選についてはしっかり行っていただきたい。

あと識者については、いろいろな事例もありますが、大学の教授を招いている例もありますし、先ほど言ったような民間企業なども入れている例もあ

ります。しっかりと人選を行わないと、せっかく作ったものもうまく起動しないともったいないものになります。このことについて、人選としてしっかり取り組む考えはあるのか、改めてお聞かせください。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 人選についてのご質問をいただきましたが、もちろん地域のことを良く知っている方々に学校の課題を共有してもらった中で、どのような対策を講じることが出来るのかと。又、評論家だけでは課題というものは解決するものではありませんので、実際に地元の皆さんの潜在力を学校にどう活かすかと、そのような発言をしていただけるような方に参画をしていただくということを私としては考えておりまして、そういった意味で、さまざまな職業、又、さまざまな地域活動をされている方が、多く町内にはおられますので、広く視野を広げた中で、その学校の支援に十分な力を発揮していただける方を人選していきたいと考えているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。先に言ったように、地域の声を教育に反映出来る素晴らしい制度だと私自身は思っております。

実際に地域の活性化に繋がった事例なども参考資料を見させていただいたことがありますので、あとは地域住民の理解が大変必要なものですし、制度を知っていただく周知などをしっかり行っていただきたいと思います。

又、資料の中でも、小、中だけではなく、高校でも実践しているところもありますし、将来的にはそのように拡大することも検討していただいて、今後しっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上で一般質問を終わりたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 このコミュニティ・スクールで決定いたしました教育活動などを具現化するためには、地域の皆さんの力が更に必要となります。

例えば、地元の産業教育として、地元の農家さんに外部講師となっていて、小学生に農業のことを教えていただく、そのようなこともあろうかと思えます。そのような意味からも、住民の皆さんに対する制度の周知を図ることは大変重要なことと私も考えております。

先月11月23日に開催されました大空町PTA連合会主催の研修会では、60数名もの参加をいただいて、PTAの方々や教職員の皆さんにコミュニティ・スクールについての理解を深めていただきました。

今後も学校による保護者への周知に取り組むとともに、地域住民の方々へも町広報などを通じて制度の紹介をさせていただき、より多くの方にコミュ

ニティ・スクールについて、関心を持っていただけるよう努力してまいりたいと考えております。

子どもたちの生きる力というものは、多様な人々と関わり、さまざまな経験を重ねていく中で育まれているものであり、学校のみで育まれるものではないと考えております。

地域社会との繋がりの中で、子どもたちは心豊かに、たくましく成長していくてくれるものだと思っております。そのような意味からも、地域の皆さんの力を十分引き出しながら、学校や子どもたちのために最大限活かしていくことが、今、強く求めてられていると思っております。

このコミュニティ・スクールという制度を十二分に活かしながら、地域とともにある学校づくりの充実に一層努力を傾注してまいりたいと存じますので、今後ともご指導賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 教育長。高校への拡大の考え方も質疑あったと思います。

◇教育長 失礼いたしました。今、新しい高校づくりを進めておりますが、新しい高校においても、コミュニティ・スクールとしてスタートしたいと考えているところでございます。

◇議 長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時59分)

(再開 午前11時09分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第5、一般質問を続けます。次に2番、三條幸夫議員の一般質問を許します。

◇三條議員 はい、2番。令和元年第4回定例町議会において、通告書に基づき一般質問させていただきます。

令和元年も残りわずかとなりました。大空町では特に大きな災害もなく、農業では、今までにない豊作とお聞きしております。令和2年も大空町民の皆様にとって最良の年となることを願って、一般質問に入らせていただきます。

最初に公共施設の管理状況について、お聞かせ願います。

1点目、町や教育委員会が管理する施設で、今後において建替えや改修、用途変更、廃止等を検討しなければならない施設があると思いますが、それらの施設の現状と今後の課題について伺います。女満別地区の老人福祉センター、伝承館、旧豊住小学校の今後、両地区の認定こども園などの整備により、空いた施設をどのようにされようと考えておられるか。以上の点について

てお尋ねします。

2 点目、現在使用されていない、町や教育委員会が管理する建物について、現状と今後の考え方について伺います。特に教育委員会に無いのであれば結構だと思いますが、両地区にすでに役目を終えている施設が女満別の農業研修センターなどの他に現存していると思います。解体されるのか、ほかの用途で利用される予定はあるのか、お尋ねをします。

2 項目目、誘致企業の現状について、質問させていただきます。

女満別地区ですでに営業を取りやめている、又、営業途中で止まっている企業の土地、建物の現況と今後について伺います。

残念ながら役目を終え、建物だけ残している企業、完成間近で諦めてしまった企業の建物も現存しておりますが、町長は、これらの企業、建物所有者と会われて何らかの要請等されたことがあるのかどうか。あればお聞かせ願いたいと思います。

3 項目目、高齢ドライバーへの事故防止対策について伺います。近年、高齢ドライバーの操作ミスによる交通事故が多発しています。町において衝突被害軽減ブレーキシステムの設置等に対する支援の考えがないのかをお尋ねをします。

国は安全運転支援機能の付いた自動車の普及を後押しするため、21 年 1 月から乗用車の自動ブレーキの義務化に向けて関係機関と調整に入った旨報道されております。

2019 年度の国の補正予算、又、20 年度の当初予算において、新車購入時に普通自動車 10 万円、軽自動車 7 万円を補助する制度を検討する旨、併せて報道されております。すでに自動ブレーキが搭載されている自動車に乗っておられる方も相当数おられるのかと思います。中にはもう高齢で自動車の更新まではと諦め、そのまま運転される方も相当数おられるのも事実でございます。

高齢者の悲惨な事故を少しでも未然に防止出来るのであれば、町においても、追突被害軽減ブレーキシステム、後づけの急発進防止装置、アクセル踏み違い防止装置等の設置に対する支援策を講ずることも必要と思いますが、支援の考えはないかどうか。

以上、3 項目について 1 回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 三條議員の一般質問にご答弁を申し上げます。

共施設の関係で、私からは女満別老人福祉センターの関係について申し述べます。

女満別老人福祉センターは、老人クラブ活動や各種サークル活動、自治会活動、社会福祉協議会事業、町の乳幼児健診などさまざまな用途に利用されております。昭和 50 年完成でございますので、施設の老朽化に伴う給排水設備や電気設備のトラブルが多く発生し、その都度修繕をさせていただいて

ございます。

平成29年、公共施設等総合管理計画というものを策定しております。この中では、当該施設は老朽化に伴う除去、解体と位置づけているものでございます。

新しく老人福祉センターを建設することについて、現在具体的な計画を持ってはおりません。令和5年度供用開始予定の河川防災ステーションには、現在の老人福祉センター大広間に相当する規模の多目的ホールや調理室が整備される予定でございまして、この有効活用を図ることで、現在施設としての機能を多くは継承出来るのではないかと考えてございます。

ただ、河川防災ステーションというのは、もともとは災害対策の施設でございまして、全てを担えるということではないと、そのようにも思っております。

その他の社会教育施設など、他の施設も含めた中で、そういったものの機能を継承、確保していくということに、まずは努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

又、現在さまざまな公共施設がございしますが、所管する課には、細かな利用実態を把握してほしいと指示をしております。町全体でいろいろな施設があって、いろいろな形で使われておりますが、それぞれの部屋やスペースの利用の実態、必要量というものはどれくらいなのか。どのように使われているのか。今後はどんなことがニーズとして見込まれるのか。そういうものをしっかりと把握した中で、今後の対処を行ってまいりたいと考えているところでございます。

又、現在使用していない施設についても質問がございました。巴沢にあります農業研修センターは、もともとは研修の場として、昭和48年度に建設してございますが、昭和57年、59年度に農畜産物加工機器の整備を行いました。利用が増加したことから、平成2年度には農畜産加工施設といたしまして、補助事業上の制度であります模様替えというものをしております。その後も施設利用が増加し、手狭となったことから、平成12年度にメルヘンカルチャーセンターを建設いたしました。その後、実際には少し使っておりますが、その後、利用を休止し現在に至っているところでございます。

この施設につきましては、数年来使っておりませんので、施設の解体を予定しております。ただ、国の補助金を活用して整備した関係から、令和4年度までに解体をした場合については、補助金の一部を返還しなければならないとそのように、職員から言われておりまして、少し躊躇しているところもございます。

更に一体的な利用としてではありますが、昭和の浄水場の横に倉庫として利用しているものがございます。もともとは隣接者の方から宅地及び住宅の買い取りのご依頼がありまして、さまざまな交渉重ねた結果、平成19年10月に、この建物、土地などを取得しているようでございます。現在は水道関係等の書類などを保管しておりますが、元が住宅ということで、昭和46年築ということでございますので、大変老朽化も進んでございます。町の財

政状況等を勘案の上で、将来的には取り壊しをしたいと考えてございます。

又、東藻琴地区には、東藻琴農業技術センターと旧来呼ばれていたものがございます。現在は用途を廃止いたしまして普通財産として所有してございますが、昭和53年に土壌分析等の施設として設置されました。しかし、その後の目的というものが、現在の農業振興センターに移りましたことから、現在は、やはり書類などを運び入れて倉庫として使用している状況がございます。

しかし、こういったものを整理していかなければならないと考えておりまして、今後はこれらの用途についても廃止をし、やはり財政状況、最近は解体撤去するといっても相応の費用負担がかかりますので、その中で勘案の上、将来的には解体をしてまいりたいと考えているところでございます。1点目のご答弁とさせていただきます。

次に、企業との関係でございますが、女満別にあります旧女満別食品の工場について触れてみたいと思います。ここは昭和48年に女満別中学校の移転新築に伴いまして、旧校舎と用地が当時フタバ食品株式会社に売却をされ、食品工場として稼働してまいりました。しかし、平成15年2月に生産活動が中心となり、その後閉鎖となつてございます。

閉鎖後、町内の農業者の方々などが施設の一部を借り受けて生産物の貯蔵場所として現在も利用されているようでございます。

建物につきましては、工場として使われておりました旧校舎を始め、倉庫などがございますが、最も古いものは昭和20年代の建物ということで、70年以上が経過してございます。傷みが激しいものにつきましては、一部解体工事も行い撤去したこともあると、そのようにフタバ食品のほうから説明を受けてございます。

建物はなかなか難しいですが、用地につきましては、町といたしましてもフタバ食品の了解を得て、新しい事業展開における候補地、町がいろいろな企業に働き掛ける時の企業誘致の用地としても紹介などをさせていただくようにしてございます。しかしながら現状進出に向けた具体的な事案にまではまだ至っていないということでございます。

フタバ食品につきましては、私は直接訪問しておりませんが、職員に指示をいたしまして、こういった用地の今後のあり方、更には建物の将来の解体のことなどについて随時連絡を取り合わせるようにしているところでございます。その中で、老朽化が著しい建物の解体などについても、町からご提案などもさせていただいているところでございます。今後も意見交換を進めてまいりたいと考えております。

又、開業前に断念をされた事例といたしまして、豊里地区に医薬関係の試験研究、研修などを行う施設の設置を予定していた事業者の関係でございます。これは平成19年に建設途中で事業を中止、開設そのものが取り止めとなって現在に至っております。この物件につきましては、当初の医薬関係の試験研究、研修など他の用途も考えながら、町のさまざまな支援策も紹介をして所有者の了解をいただきながら、いろいろなところと協議を行っている

ところでございます。

新たな事業の実施に向けて、現在の所有企業とも相談をしておりますし、私もこの企業に何回となく訪問をさせていただきながら、その展開についてもお願いをしたり情報提供をしているところでございます。

又、北海道の制度などを活用することも効果的ではないか、そういう中で、その企業と北海道との橋渡し役等も私どもの町で担いながら、側面的に支援をしているところでございます。いずれの場合も、町が所有している財産ということではありませんが、町として関わりを持ちながら、何とか有効に活用いただけるようにいろいろな方面に働き掛けているという状況でございます。

続きまして、高齢ドライバーの皆さんの関係でございますが、最近高齢者の方が運転する車の事故が報道されるということが多くなっているように思います。平成30年の75歳以上の運転免許者の保有者数は、全国で791万人だそうでございます。

これは、10年前の413万人から比較して、約2倍近くまで増えているという状況であります。更に平成30年における全国の死亡交通事故の件数3,099件でございますが、そのうち460件が75歳以上の高齢運転者によるものであるそうでございます。内訳を見ますと、工作物への衝突、路外逸脱とそういった車両単独による事故が38.3%でございますが、70歳未満の方々と比べると、それらの事故は22.5%でありますので、それと比較しても多いということが言えるかと思えます。ブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故というものがよく報道されますが、75歳未満の方々は、これは全体の事故に対する比率として1.1%なのだそうです。75歳以上の方に限ると5.4%と、その水準といえましょうか事故率が高くなっているという状況があるようでございます。このように、その他にもいろいろデータがございますが、75歳以上の運転の方々による事故の確率というものが、いずれも高い状況にあるということが示されてございます。

更に自家用車の保有台数なども平成元年から比較してみると、倍以上になっているということで、今現在では、6,170万台ということですので、1世帯に1台以上車があるという状況もございます。特に私どものような町、農村部では交通手段として欠かせないものである訳ですので、保有台数の比率というものは更に高まっているのではないかと、現状については、そのように分析をしております。

又、国における動向、補助の仕組みなどについては、議員が先ほど思想の中で言われたとおりだと思いますし、各自治体でもそのいろいろな補助制度を創設するという動きがあることも承知はしております。この件についてはどのように対処すべきかということにつきまして、補助制度の創設ということですが、内部的に課長職で構成する課長職会議等でも議論をいたしました。その中では免許の返納とこの装置の設置に対する補助、こういうものは選択肢として両方あってもいいのではないかと意見もありました。

しかし一方では、装置が万全な訳でもないのではないかと。まず免許を返

納するということに、力を注ぐべきではないかという意見もありました。

後づけの装置、値段的には今3万円から6万円程度いうのが多いようだという中で、どこまで町として助成をするべきなのかというような意見があったり、国の補助制度が更に拡充されるそういった動きはないだろうかなど、いろいろな意見が出ました。

その中で、今回のご答弁では、大変申し訳ございませんが、後づけの装置について、現段階で町から単独の支援というものを決定するというところの判断までには至りませんでした。ただ、この問題についてどのように考えるか、今後も議論を重ねていく必要があるのではないかと感じておりますので、今後の課題としてこれからも、この問題について関わってまいりたいと考えているところでございます。1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 三條議員からの一般質問のうち、1番目の質問事項であります公共施設の管理状況について、教育委員会が所管する施設のご答弁を申し上げたいと存じます。

1点目につきましては、教育委員会が所管する施設では、女満別幼稚園と保育園を含む東藻琴幼稚園、それと豊住保育園の3園が来年度以降の認定こども園への移行により、順次使用しない施設となります。

女満別地区の女満別幼稚園と豊住保育園については、令和2年、来年の秋以降に、又、東藻琴幼稚園については、1年遅れの令和3年秋以降に使用しないこととなります。

3園については、現に使用中の施設でありまして、現時点で跡地利用について明確な方針は持っておりませんが、さまざまな角度から検討していかなければならないものと考えております。女満別幼稚園と東藻琴幼稚園については、増築された一部分を除き、築40年以上経過する老朽化した施設であること。又、女満別幼稚園については、国からの借地に建てられていること。豊住保育園については、両幼稚園より比較的新しい建物ではありますが、施設規模が小さいことなどから検討を進めるに当たっては、施設の解体も含め、考えていく必要があると認識しているところでございます。いずれにいたしましても、今後各方面からご意見をいただきながら検討を進めてまいりたいと存じます。

次に、女満別伝承館については、昭和57年度に女満別診療所外科病棟として建設された建物でありまして、平成11年に改修を行い、今の伝承館となりました。現在は囲碁サークル、陶芸サークルなどのサークル活動の拠点として、ご利用いただくほか、1階の約半分を大空町社会福祉協議会に事務所として活用いただいております。

平成24年度からは、大空町社会福祉協議会に指定管理者となっており、施設全体の管理をお願いしているところでございます。今後、指定管理者に変更が生ずることとなりますが、現在のところ教育委員会直営で管理

することを想定しており、現状の施設全体の機能を引き続き維持してまいりたいと考えてございます。

次に、旧豊住小の校舎、体育館でございます。平成26年3月の閉校後は、普通財産として地域の統合型スポーツクラブとしての年間利用やスポーツ合宿誘致事業の取り組みを中心に活用しておりますが、今後は、これまでの利用の実態に鑑みまして、行政財産の社会教育施設としての位置づけとすべく、現在必要な検討、準備を進めているところでございます。

次に、2点目のご質問であります現在使用されていない教育関連施設についてでございますが、教育委員会所管施設では、現在、該当する物はございません。

以上、三條議員へのご答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。2回目の質問をさせていただきます。

公共施設の管理について、再度お尋ねしたいと思います。老人福祉センターが建設されたのが昭和50年ということで建物の老朽化が目立っていることは事実でございます。

町長から答弁があったように利用されている町民の皆さんにとっては、欠かすことの出来ない施設ということでございます。

最近になって、このセンターの役割を別の離れた場所にとの話が飛び交っております。先ほど町長の答弁で分かりましたが、この老人福祉センターの機能を湖畔の方の防災センターにと先ほどお話ありましたが、高齢者の施設を湖畔にというのはちょっと乱暴かなと思います。お年寄りにとっては、やはり町の中で歩いて行ける、そういう場所に設置されているということが望ましいというご意見が多々あるということでございます。

防災センターの利用の部分については、これからの検討課題だろうと思いますが、まず、老人福祉センターの機能そのものが、ばらけた形であるということではなくて、高齢者に関する施設についてはどこの市町村も集約化されてきております。老人福祉センターがあったり、そこには社会福祉協議会があったり、包括支援センターがあったりということで繋がった中で、そういった機能を果たすというふうな形のものが増えてきている時でございますので、その辺再考いただければと思います。

又、中には施設が老朽化してきて、改善しなければ機能を維持出来ないというようなものも当然出てくるだろうと思いますが、やはり施設があつて、そういった機能がある以上その機能を維持するということのためには、備品等の更新も必要かと思っております。

今、豊住小学校の話もございましたし、保育所、幼稚園の跡地のお話もございましたが、やはり、これから公共施設の集約化、管理経費のことを考えると空いた後は思い切って解体をするということも必要と考えますが、いかに考えておられるのか、再度お尋ねをしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど申しました老人福祉センターの機能の一部を例えば、河川防災ステーションで担えないかと思っているというのは、特に申し上げますと、今、老人福祉センターは、乳幼児健診など大広間で行っているということがあります。そういったものについては、大広間として、そういうような施設が湖畔に出来るので、そういった機能は、そちらに移しても可能ではないかと。多くの方々、お母さん方が乳幼児をお連れになるときは、結果的には車でということがほとんどでございますので、そういう考え方でございました。

今、高齢者の方々が利用しているその実態、その全部を湖畔に持っていくという考え方ではないということを申し上げておきたいと思います。

確かに福祉関係の施設が一つにまとまってあるということは望ましいことだとは思いますが、今時点で過去の女満別町時代だったのでしょうか、以前あったような保健福祉総合センター的なものまでつくるという構想にはなっておりません。先ほど私申しましたように、町内でこういった方々が、こういった時間帯に、こういった施設を、どのように使われているか、細かな分析が必要ではないかと。そのようなこともありまして、現状とすれば、どのところをこういった方々がどのように使われているのか、ここをしっかりと把握しなければならないのではないかと。それをもとに一体こういった機能は集約が出来るのか、更にこういった機能はどの施設で代替が可能なのか。その中で公共施設の配置そのものを考えていかなければならないと考えているところでございます。

今、具体的な一つ一つの施設について、そういった議論の熟度が増しているものはまだ無いのですが、今からそういったものをしていかなければならないのではないかなと感じているところでございます。

そういったことも含めて、経費の節減というものを考えていかなければならないと考えてございます。

その中の一つの手法として、あるものを何とか使うということも、やった事例も又、お願いしている事例もありますが、そればかりではなくて、大空町となって解体も私は順次進めてきている方だと思ってございます。

過去にも東藻琴芝桜温泉公社のところにありました入浴施設なども解体をしてまいりました。更に開陽、朝日、大成にありました体育館などについても、地域の利用がほとんどなくなったということも含めて、解体をしてまいりました。それぞれの経費はその時点では掛かりましたが、長い目で見たときには、そういう手法の中で公共施設を整理統合していくということも必要なことだと、そのことは重々肝に銘じながら取り組んでおりましたので、ご理解を賜ればと思います。

又、さまざまな施設の集約などについては、今後更に先ほど言いました公共施設の総合管理計画、具体的な施設のところに踏み込んだ、総論ではなく

て、各論の計画をつくっていかねばならなくなっておりますので、その中で、ご議論をいただいた中で進めてまいりたいと考えてございます。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 はい、2 番。町長からいろいろご答弁いただいたのですが、どうしても残った建物がある程度新しいと残したくなる。その建物を利用するのに用途があって残す場合と、建物が新しいから何となくそこに物を持っていくというやり方などいろいろあると思いますが、だんだん人口も減ってきて、予算も厳しくなってくると管理経費を削減しなければならない。これは当たり前のことですが、今ご答弁あったように是非全体を見て、本当にこの施設は必要かどうかということを再度検討していただきながら、出来ればスリム化してコンパクトに固まった町が出来上がっていくような形でご協議いただければと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 そのような視点で取り組んでまいりたいと思っています。

こういってはなんですが、個人的にまだ議論が成熟してないので、個人だけの思いだけでどんどんと言う訳にはいかないのですが、もうなくてもいいじゃないかと、そろそろ卒業したいなと思っている施設などは、私は幾つもあります。ただそれを表明いたしますと、いやいやこれは残すべきだ、又、新たに建てるべきだというような議論も一方ではたくさんありますので、その中でどういうやりくりをつけていくか、ご理解をいただくかということが大切なと思っております。

1 番最近では信用金庫さんから寄附を受けました建物などについて、リニューアルをということで、出来上がったものも今、構想にあるものもありますが、それは建物が何とか使えるからということも多少はありますが、市街地の中におけるその賑わいを一方ではどうやって支えていくか、そういう視点に立って、全くの空洞化させる訳にはいかないという中の思いを強く持ったが故にお願いをしている。そういったところもあります。

そういったものを一つ一つ、今後の施設の将来のあり方については、その場その場でいろんな議論が出てこようかと思っておりますので、それらに対し、町としての考え方もまとめながら、議会や町民の皆さんの理解がいただけるように議論を進めてまいりたいと思っているところでございます。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 はい、2 番。今回質問するに当たって、各施設をずっと見て歩いたのですが、中には建物は大きいが隅っこの方にちょっとだけあるというところもある中にはあるのです。建物があれば、それなりに使うのは良いので

すが、ばらばらとあちこちに物を点在させることにもなりますので、一気に
は出来ないと思いますが、是非計画的にまとまるものはまとめて、不要な
ものは解体していくということで、空いた後の土地の有効活用も当然出来ると
思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私が普段職員に言っている言葉をそのままいただいたと思ってお
ります。

特に建物などが、本来の目的から外れたが、まだ雨露しのげるというよう
な建物があれば、こういったものをちょっと入れておきたい、書類を入れて
おきたい、資材をちょっと入れておきたい、どうしてもあればあったらそこ
を使ってしまってなかなか断捨離出来ないというようなところも出てきてお
ります。

今そういうものが、いろいろなところにございます。そこを職員もだんだ
んと人数が多くなってきたり、世代が変わってきたりしておりますので、し
っかりとその保管をするような場所も含めて整理しなければならないところ
が多分にあると思っております。

そのような中で壊していくのは経費も掛ることですので、計画的にしなけ
ればなりません、段階的にそういったものも集約しながら、将来に負の遺
産と言ったら失礼ですが、そのマイナスの面を残していかないようにしてい
きたいと考えてございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。それでは、2点目の再質問をさせていただきたいと
思います。再利用されていない建物について、先ほどご答弁ありました。

中には補助金があって、補助金の切れるのは令和4年というお話もあった
のですが、一方で町は補助金を出して民間の建物の解体撤去を奨励している
ところでもございます。補助金の残が少ないのであれば、時と場合によっ
ては返還してでも解体をするということも必要なのかなと思います。

建物の周りに行くともみ散乱していたり、公民館のすぐ横ということも
あって、担当課は一生懸命管理してくれているのですが、散らかってし
まっているというものも見えてとれますので、時と場合によっては、補助
金の返還をして、解体をするということも必要なのかなと思いますので、再
度答弁の方をお願いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 これも私が普段から職員に言っていることと全く同じでございま
す。現在は補助金の返還幾らあるかと確認しましたら、まだ正式にお願いを
して算定してもらった訳ではないですが、過去に言われた数字から何年か経

っておりますので、それから減じていくと150万から200万程度ではないかと思っておりますので、1年待つことによって、それぐらいの経費増高は出てくるのではないかと、早目に壊したほうがいいと私は常々、職員にも話をしてまいりました。

しかし、言い訳になってしまいますが、メルヘンカルチャーセンターの建設の当時、従来ある補助金のまだ額が残っている農業研修センターはどうするのかと聞かれたときに、こちらのほうも麴菌の活用をした、そういった製造のところもやりますというような話で説明をして、当面こちらの農業研修センターも使うのですという資料整理をして出した経過がございました。

そのようなこともありまして、その補助金の額そのものばかりではなくて、それらの理屈を整理して、国に対して説明をする、そのことの大変さというのを少々考えて横着をしているというのが正直なところかと思います。

もう一つは、昨年も農業研修センターの見積もりを取ってみましたら解体するのに2,600万というような見積もりが上がってまいりました。それを単純に鵜呑みにする訳ではないですがそれなりの経費が掛かるというところもありまして、これについては起債なども含めて、借り入れが出来る手法がないということもあります。そのような中で、その財政状況の判断から先送りしているという意味合いも多少あります。ただ、ご指摘のことについては全く、そのとおりだという思いがありますので、何とか、そういった状況一つ二つ克服をしながら、この施設については解体に向けて努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

今後アイディアなどを含めまして、いろいろとご指導いただければありがたいと思います。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 2番、今、町長から答弁いただいたのですが、地域住民の方に見通しだけでもお話しすると。例えば令和4年には解体出来るよということで、お知らせをするだけでも大分待っている住民の方にとっては、あと2、3年我慢すれば解体出来るということに繋がっていくと思いますので、是非先を見通した形で、説明をしていくということでもいいのかと思いますので、再度その辺答弁を願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今、手元に資料がないので明確には答えられませんが、現在の総合計画の中では明確に位置づけているはずでございます。ただ、それを地域の方々に、特に巴沢地域の方々にお話しした経過はございません。そのような中で、今後はそういったものを示しながら、一つ背路を絶って、そこに取り組むという姿勢を見せながら、地域の方々の理解も得ていきたいと思っております。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 2 番、それでは、企業誘致の現況について、再度質問させていただきたいと思います。

建物の管理は完全とは言い切れないかもしれませんが、ある程度、周りの草刈りをやったり建物の入り口を塞いだりという管理をされているのは、見て分かったところであります。1 社、女満別食品については、今や 2019 年度の年商が 189 億円、大企業であります。ですから、建物の云々は、土地を将来利用したいから残しているのか、もしくは向うから撤退しようとしているのか、その辺も含めて、是非接触をしていただいて、そういう見通しがないのであれば、先ほど町長答弁で言ったように、将来に向けた土地を有効利用していくことに繋がっていくのかもしれないので、大企業ですから、経営者が変わって、ひょっとしたら北海道の大空町で食品加工云々なんてことも全くないとは言えないのかなと期待を込めている部分もあるのですが、そのようなことは、可能なのか不可能なのか含めて、是非検討していただきたい。

もう一つのテムリックさんが建てた建物、この間ちょっと行って見てくると一部自由に出入り出来るようになっている部分もございました。恐らく近くの方が管理しているのかもしれないのですが、このまま放置するのはいかななものかなとも思っていて、先ほど町長から答弁いただいたとおりと思いますが、ある程度知り得る範疇で町民の皆さんに、地域の皆さんにと思うのですが、今の状況について、可能な範疇でいいと思うので、お知らせしてくのも大事なかなと思います。その辺について再度答弁いただければと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 旧女満別食品さんの関係については、フタバ食品といろいろな連絡をとってございます。本来、フタバ食品さんのほうでは、建物などについては解体をしたいというような意向があるようですが、地域の中で、先ほど言ったように保管庫として使わせて欲しいという方がいるので使わせているという状況かと思います。今時点ではフタバ食品さんからは、再度ここで操業するという考え方については示されておられません。

言われておりますのは、隣接する町有地と合せて、活用があるのであれば、その売却については協力するので、もし町にいろいろな提案があった時には、フタバ食品が所有する土地も含めて、利用を考えていただいて、町から話し掛けていただければありがたいと言われておりますので、過去にいろいろな提案があった企業の方々には、町の土地ではないですが、大きなまとまった面積を持っているこの用地も含めて、企業誘致の提供用地として活用出来ますということで紹介を町としてもしてまいりました。しかし先ほど言ったように現状まだ、それらの事案には至っていたいということでございます。

ただ、今後、7 空港一体化の民間委託の話ですとか、そういったものの投

資が周辺地域にどのように影響を及ぼすか。更には、女満別空港から網走へ向う高規格幹線道路のルートもまだまだ決まっておりませんが、ああいった隣接地に近くなるのではないかという想像もあります。

そのような中で、可能性というのは今までよりは広くなるのではないかと考えておりますし、先日、企業誘致委員会の中で出ていましたのは、製造業もありますが、この大空町の交通の利便や環境を活かした中でテレワークセンター的な、もしくは保養所的な、そういうところを誘致するのも必要ではないか。又、災害が少ないので、そういった中枢機能の分散という形で誘致するというのもあるのではないかというご視点もいただきました。ですから製造業、産品がいろいろあるということももちろんですが、そういった視野も入れながら、あそこの用地の活用も含めて、これからもPRしていきたいと思えます。

もう一方の豊里の関係であります。現在は管理人、常駐まではされていないようですが、管理の徹底については、私どもから又、現在の所有者にお話を申し上げてまいりたいと思えます。現在の所有者も医薬関係の方でございますので、そういったものの製造工場的なものの可能性がどうかというような話を過去にして、私も何回となく本社に行った経過がありました。優先順位とすれば、別な工場の増強も考えており、その後の構想になるという当時のお話でございました。

具体的なその年次までの、具体性がまだまだだなという判断から、地域の皆さんも具体的なところまでご説明しておりませんが、こういったものについても今後も関係をしっかりと保ちながら、皆さん方にお話出来るように努めてまいりたいと思っております。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 2 番。企業誘致の部分については、了解いたしました。

それでは高齢者ドライバーの事故防止対策について、再質問させていただきたいと思えます。網走管内でもすでに申請時点で65歳以上の方を対象に、3万円を限度に自動急発進防止装置の取り付けの費用の一部の助成を始めているところが出てきております。又、東京都においては、高齢者の後付け急発進防止装置、アクセル踏み間違い防止装置の後付け装置の9割、10万円の補助ということで報道もされております。

新車購入時に、追突被害軽減ブレーキの登載車若しくは後付緊急防止装置、アクセル踏み間違い防止措置等を取り付けるときの一部補助は、個人に設置していただくための呼び水になるかなと私は思っているところですが、先ほど答弁あったように、もちろん安全装置だけで事故が完全に防止出来る訳ではない。これは皆さんも十分承知していることだと思います。

特に懸念しているのは、空港所在の町で、今後ますます車の往来が激しくなることが予想されております。早期の対策が必要かなと思えますし、65歳以上がいいのか、70歳以上がいいのか、安全装置にはいろいろなタイプ

のものがございます。

免許返納を奨励するのも一つの手かもしれませんが、ある町では返納すると10万円補助をしてはどうかという話も聞いたことがあります。高齢者のことを考えると当然、運転が不可能となれば返納ということになると思いますし、家族の方も含めて、この装置云々については、いろいろ賛否両論のご意見もあると思います。ですが、これは待ったが利かないことでもあるのかなと思っています。事故が起きてしまってから、あのときに装置を助成していれば事故が起きなかったのになあということにならないように是非、再度もう一度、町の考え方を幹部職員含めて検討していただいて、高齢者の本当に足のない人の立場に立って、再度検討していただければありがたいなと思いますので、再度、町長の考え方を聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 言われておりますことはもっともだと、そのように思います。

まして付けることそのものを否定しているつもりもございません。こういったものはあるのであれば付けていくべき、付けられる方は、出来れば付けてもらいたいものだと考えてもおります。

ただいろいろな形で事項防止していくための誘導策はあるのですが、今の時点では、やはり社会的にその免許の返納というところがいろいろな議論として、先に進んでおりますし、まずは、それを進めるということの方が優先順位としては高いのではないかと。今時点では、そのようなところまでの判断でございました。

ですので、先ほども言いましたとおり、今時点で町から単独の補助制度というものを創設するという考えにまでには、今時点では至っていない、ただ、このことの考え方というのは、今後も、まだまだいろんな情報が出てきていくことが予想されておりますので、今後もこのことについては議論を重ねていかなければならないと考えているところでございます。

もう少しその創設というところに至るかどうかが、今の時点ではまだ時間もなく、判断し切れしていないということでございますので、是非その点についてはご理解を頂戴したいと思うところでございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。是非、高齢者の方も返納ということで、自分はいつまで車を運転出来るのだろうか、足の本当に無い方は常日頃思われているのが実態だと思います。だけど免許を返納してしまうと移動する手段がまだ確立されてないと。町からのタクシー補助券をもらっても、網走の厚生病院を往復すると無くなってしまうというようなことも住民の方から話を聞かされているところでございます。

町もいろいろな施策を講じていただいているのですが、直近の方針、対

策としては、私は急ぐべき課題なのかなと今でも思っておりますし、網走管内で最後の町とならないように是非精力的に検討していただければと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今回いただきましたご意見なども十分踏まえながら、先ほど言いましたとおり、この問題については今後も議論を重ねてまいりたいと思っております。

最終的な目標といいたしましょうか、誤って事故起こしながら加害者にも被害者の方々にも不幸にならない。そういうことを目指していかなければならないということだと思っております。あれもこれも全部、一緒に出来ることは望ましいことではありますが、まずは先ほど言いました優先するような課題、まずここに取り組みながら、この問題についても、鋭意これからも議論を重ねていい方向が出るようにしてまいりたいと思っております。

今後もしろんなご発案やご意見など頂戴出来ればありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

◇議 長 これにて三條幸夫議員の一般質問を終了します。ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後 1 時とします。

(休憩 午後 0 時 0 3 分)

(再開 午後 1 時 0 0 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第 5、一般質問を続けます。次に 8 番、齋藤宏司議員の一般質問を許します。

◇齋藤議員 はい、8 番。令和元年第 4 回定例会に当たり、通告書に基づき一般質問させていただきます。

大項目として 1 点、高齢者に対する生活支援事業についてです。

昨今、全国的に高齢者によるブレーキとアクセルの踏み間違いによる交通事故の報道が連日されております。このことが社会問題化しております。この背景には、全国的に核家族化が進み、高齢者のみの世帯が増え、公共機関が乏しい地域では、高齢者になった方が通院や買い物、或いは送迎などで自家用車を運転し、目的地まで運転せざるを得ない実情があります。

本町においても同様で、日常の買い物、通院、役場、支所への用事など、自家用車がなければ大変不便です。特に、農村地区にお住まいの方々は、車しか移動手段がありません。町の行政サービスとして、地域間バス、福祉タクシー、外出支援タクシーなどがありますが、高齢者の方々の増加に伴って、

更なる利便性の拡充が必要になってきているのではないのでしょうか。

運転能力が低下していることを自覚しても、やむを得ず運転しておられる方も少なくないと思います。ご家族の方も運転されることを心配しつつも、仕方なく容認しておられる家族もおられるのではないのでしょうか。

高齢者にとって運転免許証の自主返納はなかなか思いきれないのではないのでしょうか。しかし、もし交通事故を起こしてしまえば、本人ばかりでなく、家族にも迷惑を及ぼしかねません。運転に自信がなくなってきた高齢者の方、あるいはご家族の運転を心配されている高齢者の方が自家用車を運転されなくても、安心して生活出来る環境づくりが、より一層求められているのではないかと考え、次の点について町長に伺います。

小項目として2点。一つ目、福祉タクシー券、外出支援タクシー券についてですが、利用状況等と配付枚数について。

二つ目、運転免許証の自主返納に対する支援対策について。

以上、町長に答弁をお願いし、一回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 齊藤議員へご答弁を申し上げたいと思います。

タクシー券、外出支援タクシー券のこの事業は、75歳以上の方、各種障害のある方を対象に福祉タクシー券は非課税世帯の方々18枚、外出支援タクシー券は非課税世帯の方々14枚。通常世代の方々はいずれもこの2分の1の枚数となりますが、交付をさせていただいております。

利用状況は後ほど担当者から報告をさせたいと思います。

外出支援タクシー券は、ニーズ調査を昨年度行いました。そして本年4月から1枚当たりの金額を3,000円とし、交付枚数を7枚と増やしております。又、町外への利用も可能としたところでございます。これらの交付の際には、いろいろ説明なども行って、有効に使っていただく工夫もしているところでございます。併せまして、事業者の方からも説明いただくように協力をお願いしているところでございます。

一方で、運転免許証の自主返納の関係でございますが、先ほど三條議員からのご質問とご答弁が重複するところがあるかと思えます。ご容赦いただきたいと存じます。

高齢者の方々が運転をする車の事故、増加傾向にあるということでございまして、平成29年から免許の更新手続というものが変更になっております。認知機能検査を受けなければならなくなっておりまして、結果によっては、講習時間が長くなる。更には認知症と判断された場合については、免許取り消しなどもある状況でございます。

全国で平成30年に42万1,200人の方が運転免許を自主返納されているという報告があります。これが北海道段階になりますと1万4,100人、網走警察署管内では88人、更に今年度7月末現在までですが、網走警察署管内では72人という返納者の数でございます。大空町を見てもみますと

平成30年5人、今年が7月末までで2人という状況でございます。これは公共交通機関に限界があるこの農村部、私どもの町などではマイカーが欠かせない移動手段になっているということを改めて示していると思っております。

本町における運転免許証の自主返納に対する支援であります。先ほど言いました福祉タクシー券や外出支援タクシー券など高齢者の移動支援が一部、こういった自主返納に寄与している、そういう役割を担っているということが言えるかもしれない、と思っております。

具体的なものとしては、本年度から運転免許証を自主返納された場合に、希望される方に運転経歴証明書というものが交付を受けることが出来まして、手数料が1,100円掛かると。これを町として助成をするという制度をつくっておりますが、現在までのところは要望がないという状況でありますので、非常に支援と言っても限定的なものになっていると考えているところでございます。

管内の状況も調べました。いろいろな制度があるようでございます。そのような中で、その自主返納をやはり促そうということで、そういったものに特化して補助制度といたしましょうか、支援制度を持っているところもでございます。

これも先ほど三條議員の答弁の中で触れましたが、この齋藤議員の一般質問と三條議員の一般質問と合せて、いろいろな観点から管理職からも意見をもらって、協議をいたしました。その中で、この免許返納というのは、すでに社会的な流れとしてここ数年来続いてきていると。交通安全を進める上での策としては最良の策ではないかと、やはりそのような考え方もございます。制度が出来て、少しかう流れが出来てきている、そこをもう少し支援するという必要ではないか。いろいろな支援の方法がある中で、まずは優先される制度ではないかと議論としておりました。そのようなことから今後、この自主返納を促す取り組みというものについて検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、一回目のご答弁させていただきます。

◇議長 佐々木福祉課長。

◇福祉課長 本町における福祉タクシー券、外出支援タクシー券の利用状況につきまして、ご答弁申し上げます。

福祉タクシー券交付事業における平成30年度の実績につきましては、対象者は1,414人、交付者は957人、交付枚数は1万2,915枚で交付率は67.7%。又、利用枚数は6,165枚で利用率は47.7%となっております。

次に外出支援タクシー券交付事業における平成30年度の実績につきましては、対象者は1,414人、交付者は949人、交付枚数は5,684枚で交付率は67.1%。又、利用枚数は1,480枚で利用率は26%となっております。

平成31年4月から外出支援タクシー券交付事業において、平成30年度に実施いたしましたアンケート調査の結果を踏まえ、タクシー券1枚当たりの金額を5,000円から3,000円に引き下げ、又、交付枚数を4枚から7枚といたしました。運行区間につきましても、町外への利用を可能としたところでございます。

令和元年度11月末現在の実績といたしましては、福祉タクシー券交付事業ですが、交付者は1,361人、交付対象者数は955人、交付枚数は1万2,933枚で、交付率は70.2%。又、利用枚数は3,884枚で利用率は30%となっております。

同じく外出支援タクシー券交付事業です。対象者は1,361人、交付者数は955人、交付枚数は1万59枚で、交付率は70.2%。又、利用枚数は1,347枚で利用率は13.4%となっております。利用枚数につきましては、昨年度の1,480枚の実績に対し、11月末現在で1,347枚となっております、見直しによる成果が出ているものと考えております。

以上、福祉タクシー券、外出支援タクシー券利用につきまして、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 8番、齋藤議員。

◇齋藤議員 はい、8番。まず一つ目ですが、タクシー券のことについてお聞きしたいと思います。

ちょっと気になるのは利用率ですが、意外と交付して、自分を取りに来て、それでも使わない方、更に又、半分ぐらいなのかなと思うのですが、今年は前年の5,000円から3,000円にして、その効果はあったという説明だったのですが、これでどう判断していいのか。欲しい方は全然足りないと言われる方もいるが、とりあえず持っていて、いつかは使うのかなという方もいらっしゃると思います。

今、町の中を見ても、結構、商店街が集中して、東陽のほうに行くと本当に店がないので使うとすぐなくなるという人もいます。

その中で、もっと悲惨なのは農村部なのですが、付け加えて農村部の交付率はどうか。その辺も分かりますか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 30年度のアナケートを行ったときに、単にペーパーで出してもらう以外にも口頭でいろんな話を聞いております。そのような中で利用をしていないという理由として、まず自分で運転がまだ出来るからという方が52%いらっしゃいまして、家族に送迎してもらっているからという方も23%いましたので、パーセンテージで合わせますと75%。しかし交付は受けていると、それはなぜかという話を聞きますと、交付を受けた方、今は大丈夫だけど、もし家族の都合悪くなったりとか、そういう万が一のことも含

めて交付は受けておこうとかですね、夏場は自分で運転出来るけど、冬場になると、やはり足元が滑るということもあって、そこが不安でもあるから、冬のために受けておきますよという方々がいます。そういった方々は交付を受けても利用率というところには、一定程度至らないという実情があるのではないかと考えております。

又、福祉タクシー、それから外出支援タクシーがありますが、そのほかに若干ではありますがスクールバスの混乗も奨励しておりましたし、更には東藻琴地区などでは患者輸送バスもあって、そういうものも使われる方がいるということです、利用率というのは完全に交付を受けても100にはなかなかならないものだと思います。

又、そのすき間をなくすために、従来は新しい年度になりましてから皆さん方に福祉タクシー券、外出支援タクシー券の交付をということで、そうすると使えない時期が少し出てしまうのではないかというお話もありましたので、交付事務については3月下旬に直接、通知やチラシなどで対象者あてにご連絡をいたしまして、3月の末から引き換えなどを行わせていただいています。ですから4月早々に使いたいという方々の利便性を確保出来るような中で、利用率というものも上げていこうという努力をしているところでございます。

農村部は、外出支援タクシー使ったらすぐなくなるよというのは当然の話で、福祉タクシー券も同じでございます。従来は外出支援タクシーというのはありませんでした。福祉タクシー券一辺倒であったかなと思います。それを農村部の方々もある程度ご利用いただけるような、そういったことを拡充するために福祉タクシー券でなくて、外出支援タクシー券というものを一方で創設をして、そういう方々のニーズにも多少なりとも答えていきたいということで、創設したものでございます。

足りないというお話もあったり、一方では余るというお話もありますが、過去にも例えば、枚数で言いますと旧女満別町時代は非課税世帯の方々だけにしか交付していなかった。それを大空町になりまして東藻琴地区にもこの福祉タクシー券事業を拡充した際に、枚数に差はありますが、課税世帯の方々であっても、一定程度は交付をしましょうということで拡大をいたしました。

更に家族の中で、私と家内と2人いるのだけど、私はたくさん使ったが家内は使わないのだと、それを家族の中では融通させていただいてもいいじゃないか、そういうご提案もありまして、家族の中の対象者であれば、それを使っていただくのは有効に使っていただいてもいいじゃないかと。

第三者にネットで売るみたいな話でなければ、家族内融通を認めることにしようというようなことをずっとこうやってまいりました。そういう中では、日々改善を繰り返しながら現在に至っているという状況なので、ご理解いただけないものかなと。

確かにサービスを受ける中で、負担は少なく、給付は多くというのは分かりますが、30年度アンケート調査をやって、今年4月から町外にも利用出来るというような形で改善をしたばかりでございますので、もう少し検証結

果も踏まえながら、ここは考えていかなければならないのではないかと思います。

上を見れば、キリはないのですが、限られた予算の中で、何とか大勢の方々にと、そういう工夫を繰り返してきている制度でございますので、何とか皆様方にご理解をいただきながら、まずは今の中でいろいろ工夫をしていただいて、ご利用いただけるようにしていただければありがたいものだなと。

一つ言い忘れましたが、最近は一枚の件で複数人ご利用というパターンもだんだんと出てきたようでございます。同じようなところに同じ時期に行くときには、今日は私が出しますよということで、その利用券を使っただいて、2人3人でご利用いただく、そういうことも工夫の一つになっているように思っております。そういうことも、いろんな交付事務の中で、皆さん方にお知らせをしながら、ご利用いただけるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 8番、齋藤議員。

◇齋藤議員 はい、8番。今の町長の答弁で十分理解出来たところであります。

一点だけ。これからどんどん高齢者が増えていきますが、この制度はこれから先もずっと考えていらっしゃるのかどうか。それだけお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私が町長になりました時、すでに女満別町時代には福祉タクシー券の事業はございました。それからいろいろな意味で拡充をしたり、大空町となって範囲を広げたり、外出支援タクシーをとということで、政策として取り組んでまいりました。

今後当然、理事者が変わっていく中で、財政状況も含めてどうなるかは明言出来ませんが、ただ今のこの環境、状況、又、高齢者の方々の足を確保するという社会的な使命ということを考えれば、何がしかの交通政策というものを展開していかなければならないことは、どなたがどういう時期になっても同じように判断されるのではないかなと考えております。

◇議 長 8番、齋藤議員。

◇齋藤議員 はい、8番。1点目の質問はよろしいとして2点目です。

運転免許証の自主返納ですが、先ほど前段の議員さんとの答弁のやりとりで大体答えは見えていたのかなという気もしますが、自分もこれ最初はブレーキ制御システムと自主返納と並行して出来たらいいのかなという考えで一時は考えておりました。

ただ、ブレーキ制御システムを支援すると恐らく返納する時期も遅れたり、返納する方も逆に減るのではないかという気もします。その中でどうしても

気になるのは、やはり加齢による運転能力の低下は自然現象みたいなもので勝てないのですが、その中でやっぱり自主返納していくのが筋なのかなという気がします。

最後町長に答弁をもらいます。その点で、先ほどの議員さんと、まるっきり反対だと思うのですが、もう一度お願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど言いましたように、前段、課長職ともかなり、この問題については時間も割いて議論をいたしました。全く対方向にある政策ではないかっていう見方もありましたし、一方では、この政策もあの政策も用意して選択をしてもらおうという考え方もあるのではないかと、いろいろな意見が出ました。その中で、まずはより社会的に定着しつつある流れを今は先に優先して政策として進めていくべきではないかと。非常に難しい判断ではございましたが、まずはそこに軸足を少し置いてというような意見になりましたので、その自主返納をまず促すという政策展開を、まずは町としても少し取り組んでみたいと考えております。

まだ具体的な制度設計のところまでお示しすることは出来ませんが、他の事例などを見てみますと、免許を返納された方、当然先ほど言った高齢者の移動支援としてのいろいろな施策は各市町村ある訳ですが、自主返納されたときに対する、更にプラスのインセンティブというのでしょうか、そういうものを創設しているというところなどもございます。

そこを一つ参考としながら、まずは考えてみると。先ほど言いましたように、そういった機械器具の装着を進めていくこともこれ必要なことだと思いますので、それらについては今後更に支援の方策としては必要なのか必要ではないのか、ではどの程度必要なのかということも、おいおいと言いましようか、併せて議論は進めていかなければならないものと考えておりますが、自主返納については、まずは町としても取り組む、その誘導方策というものを講じてみるという考え方に立ちましたので、今後、具体的なその制度化に向けて取り組んでみたいと思うところでございます。

◇議 長 8番、齋藤議員。

◇齋藤議員 はい、8番。今の答弁で十分分かりました。この自主返納の支援については、全道各地、かなりの規模で実際に行っているところがあるようですが、先ほど話が出ましたが1町村では返納したら10万円というところもありました。本当に隣町は2万円マックスでいろいろなタクシー券、又はバス券を出しているという形もあります。その中で、なかなかどういう形がいいのか、又、商品券という部分もありましたが、良いのか分かりませんが、この検討する、そういう中で今、町長がおっしゃられるとおりの内容を十分に把握して、検討していただいて、金額なのかそれとも商品券なのか、その

辺について。

いろいろお聞きしていると、返納した時に2万円だけですよと。毎年貰えるのという人もいたのですが、その辺もなかなか難しいですよ。なかなか農村部では返納するということに対してすごく抵抗があって、逆に言えば、免許証の再交付に行ったときに、かなり際どい話を聞いておりますが、それでもやっぱり貰ったら、良かったなって返ってくるっていう話は聞いております。

その中でやっぱりどうしても75歳、80歳になってくると自然と加齢によって体力も減退してきます。その中でやっぱり大変だろう、もったいない、いろんな意味で免許証を返すのは大変だし、なくなったら困るというのは重々分かるのですが、町としてもやっぱり、高齢になったら自主返納という立場で貰っていただきたいなと。これで終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 議論をしている中で、ご家族の方のことについて触れた発言もありました。今で言いますと自主返納をする、それは本来持っている免許証の期間の途中で返納するということなのかもしれませんが、今は特別誘導施策というか、又、支援策がほとんどありませんので、黙って持っていたても、自分の免許の期間が来れば、更新をしなければそこで切れるということもあると。ただ、ご家族の方からすれば、危ないと感じたので、出来るだけ早く返納したほうがいいのではないかなと。そういう中に多少なりともその支援策のような部分があれば、その段階で踏ん切りが付けられる、そういうところにも繋がるのではないかなというような意見もありました。

又、ある程度年数が経てば、だんだんと生活のリズムが、免許、車の無いところに馴れてくるかもしれませんが、最初のやはり少しの期間といいましょうか、一定程度の期間は、非常に不便を感じるのではないかと。そこに対して、やはり何かこう支援をするような形、そういうことがほかの町村などでも考えられているのではないかなと、そのような意見もありました。

そういったことなどもいろいろ踏まえながら、制度設計、これからになりますが考えてみたいと思います。是非その中で又、議員のご意見など、地域の声があればお聞かせをいただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇議 長 8番、齋藤議員。

◇齋藤議員 はい、8番。もう1点だけ。いろいろお話聞いている中で、免許証は持っているのだけでも、ずっと乗っていない、そういう方もたくさんいらっしゃいます。でも、あくまでも返納したという証明書がある方だけっていう意味ですよ。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 そのことについても、どういう基準にするかというところがまだ決まっておりません。持っていらっしゃるが、もう何十年も、俗にいうペーパードライバーで運転をしていないという方が返納しても対象になるのかという話もありますし、いやいや返納しようと思ったときにちょうど免許の満了ときなので、返納しなくても明日で切れるわと、それは対象にならないのかとか、そのようなところの基準をどうするか、そういうその制度を仕組むとしたときには難しさもあるねという話も出ております。ただ今時点でそれをどういうふうにするかというところまでは決めておりません。そういった事例なども当然、取り組んでいる市町村には考え方が、又、その理由などがあるのだらうと思いますので、そういったところも調査をしながら対処していきたいと思います。

◇齋藤議員 終わります。

◇議 長 これにて齋藤宏司議員の一般質問を終了します。
次に、1番、後藤忍議員の一般質問を許します。

◇後藤議員 はい、1番。令和元年第4回定例会に当たり、通告に従い一般質問を始めます。水道事業についてであります。

現在、大空町では、水道事業において、安全、安心な水道水の確保と安定供給に努め、上水道の整備、維持管理を行っていただいておりますが、女満別地区の地下水源水質が悪く、その維持管理に大変苦慮されており、一方で町民の皆様方から水質改善の要望が高まっております。

過去にも平成25年第4回定例会において、水道事業について一般質問が行われています。その後町は、東藻琴地区から女満別地区への水源及び水路確保に向けて新規水源調査及び主導配送施設整備試算等、新たな水源を想定した場合の整備方針、投資及び財源確保に向けた検討を行っていただいているところです。

このような経過をたどり、平成26年から行われている新規水源調査は、一定の調査を終え、平成25年に行われた一般質問より丁度6年が経過しました。今回、改めて女満別地区への給水を目的とした東藻琴地区内の新規水源調査の結果等と、今後の見通しについて伺いたいと思います。

一つ目の質問といたしまして、女満別地区と東藻琴地区の給水人口及び有収水量の現況と、今後の見通しについて伺いたいと思います。

二つ目の質問として、この質問につきましては10月24日に行われた決算審査特別委員会において一部触れているところではありますが、今回の水道事業について、全体を把握するためにも必要な事項でありますので、新規水源調査の現在までの取り組みについて、改めて伺いたいと思います。

三つ目の質問といたしまして、大空町簡易水道事業経営戦略策定時に検討

を求められていた広域連携の可能性について伺いたいと思います。

以上、三つの質問について、町長より伺いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 後藤議員の一般質問にご答弁を申し上げます。

給水人口と有収水量の現況と今後の見通し、数字の羅列になりますが、後ほど担当者から説明をさせたいと思います。

新規水源の調査について申し上げたいと存じます。25年の一般質問で、この問題についてご提言などもいただきました。

そのため、26年度から調査を開始してございます。26年度は、湧水箇所が存在を調査し、3箇所の湧水を確認いたしました。

27年度は、可能性が高いと思われる1箇所について、湧水量の観測を開始してございます。この湧水量の観測につきましては27年度、28年度、29年度、30年度と続いてきております。

又、28年度は湧水量の観測の他に、地層構造を把握するための電気探査を実施しております。

29年度は、ボーリングにより地層分布の確認と取水施設の構造検討を実施いたしました。

30年度は、将来の水需要予測などを実施してまいったところでございます。

これらいろいろな調査事業をまとめますと、一つは調査期間内で最小湧水量は1日当たり2,143立方メートルでございました。湧水箇所周辺の地層というものは非常に複雑であるために、取水施設を設置するとした場合には、その湧水箇所にそのものを設置する必要があるという判断に達しております。

又、令和10年度の推計といたしまして、必要取水量が1日当たり、当初2,500立方メートルと言っておりましたが、1,100立方メートルで十分ではないかといった状況が見て取れます。

この新しい新規の水源の湧水箇所の土地は民有地でございます。ご本人は売買の意向等は今は考えてはいらっしゃらないということで、賃貸借であればということでございました。今現在はその使用条件などについて交渉をしているところでありますが、なかなか難しい側面が数々ある状況でございます。

更に、広域連携の関係についてもお説明を申し上げたいと思います。経営戦略というものを立てなければならなくなりまして、その中で、当然のことながら、コスト軽減を図るために広域連携の可能性についても検討することが求められておりました。その広域連携の場合にはどこと接続するか、新たな連絡管の設置が必要であります、その可能な距離をおおよそ10キロメートルと考えております。近隣周辺の市町村で言いますと美幌町、小清水町であります、美幌町との接続管路、可能な連絡管路ということになります。

と図面上ですが13キロ程度、小清水町は14キロ程度離れている。又、隣接する網走市につきましては、8キロメートル程度というような図面上での距離が出てきております。この隣接する三つの市と町であります、この連絡管の距離から考えますと、網走市が有力になろうかと思っております。

現時点では、いろいろなところで公表されているその数値、資料などをもとに可能性というものがあるのかどうかということを探っている段階でございまして、具体的なその市町村同士の交渉といひましようか協議というところにまでは至っていない状況にございます。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。後ほど有収水量などについて、担当から報告をさせたいと思ひます。

◇議 長 山本建設課参事。

◇建設課参事 女満別地区と東藻琴地区の給水人口及び有収水量の現況と今後の見通しについて説明させていただきます。

平成30年度末時点で、町全体の給水人口が6,887人。うち女満別地区では4,695人、東藻琴地区では2,192人です。

有収水量につきましては、平成30年度の実績としまして、町全体で年間89万8,224立方メートル。うち女満別地区が、51万7,122立方メートル、東藻琴地区が38万1,102立方メートルであります。

今後の見通しについてですが、平成30年度に発表されている国立社会保障人口問題研究所の推計値から、令和10年度の予測をして給水人口と有収水量等を推計しております。

給水人口につきまして、町全体で5,737人。うち女満別地区が、3,937人、東藻琴地区が1,800人、

◇議 長 暫時休憩します。

(暫時休憩 午後 1時40分)

(再開 午後 1時42分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。山本建設課参事。

◇建設課参事 有収水量では、令和10年度の推計ですが、町全体で71万5,400立方メートル。うち女満別地区が40万5,880立方メートル、東藻琴地区が30万9,520立方メートルという結果であります。

平成30年度と10年後の令和10年度を比較しますと、町全体として人口で83.3%、有収水量で79.6%という推計となっております。

以上、ご説明とさせていただきます。

◇議 長 1 番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1 番。小項目一つ目の女満別地区と東藻琴地区の給水人口及び有収水量の現況と今後の見通しについては、理解出来ました。

二つ目の新規水源調査の現在までの取り組みについても分かりました。

改めて3 番、広域連携の可能性について再質問させていただきたいと思います。

先ほどの新規水源調査の経過をお聞きしますと、民有地ということもあり、なかなか折衝が難しい印象を受けます。

又、大空町簡易水道事業経営戦略での新規水源から女満別地区への主導送配施設整備の投資金額試算は、相当な額となっております。

町として新規水源調査の施策を行うなど、大変尽力いただいておりますが、一方で町民の皆さんのお話を聞きますと、早くおいしい水が飲みたいという声をお聞きします。

折しも平成30年に改正水道法が施行され、広域連携経営基盤強化公営企業会計、これは平成35年までらしいですが、これの適用拡大が平成34年度末までに水道広域化推進プランとして、道に策定を要請しているそうです。そのようなことを鑑みますと、新規水源の利用と並行いたしまして、広域連携の具体的な方法も模索していくことが必要ではないかと考えます。町としてそのことについての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 新しい水源を活用するという計画を進めるとした場合、先ほども少し触れましたが、民有地の使用条件、購入ではなくて使用するための条件、具体的には使用料というのでしょうか。そこを使うための料金、というものを土地の値段ではなくてどう評価していくべきかというところが最も難しい側面かなと感じているところでございます。

水源を確保するという中にあって取得をしなければならない。ここに非常に大きな財源も将来的に必要なになってくるという側面がある訳でございます。

又、現在、女満別地区に供給するための水の水源を東藻琴地区の山裾からということで考えますと、取水施設、先ほど地盤が複雑だという話をしておりましたので、そこに掛かる経費、更にはその導水管路、これらもかなり延長としては長くなりますので、整備費については、かなり高額なものが想定されると。そのような中で、今後のことを考えますと、コスト縮減という面も常に考えていかなければならない、そこが1番大きな課題ではないかなと考えております。

もう一つのポイントと言いますのは、必要な水量だと考えてございます。これらの算定につきまして、当初は事業認可上の1人当たりの日最大給水量というのがあります。これを当時は10年後でありました平成36年度を目標としたときの人口、これは時系列傾向分析手法の人口推計で予測した人口

があります。先ほど言った1日当たりの最大必要水量、これを10年後のほうに掛けて、そして、1日当たり2,500立方メートル必要ではないかという推計をしておりました。しかし、人口が少しく減ってきている中で、今から10年後の人口をコーホート法で推計した人口というのがあります。更に、現状の1日当たりの最大の給水量、先ほど言ったような事業認可上の最大給水量ではなくて実績値としての最大給水量、そのところに人口と最大給水量を掛け合わせていきますと、先ほど言った1,100立方メートルになるということで、当初考えていたよりも大幅に必要な水源量、取水量というものが少なくてもいいのではないかと考えますと、当初は新しい水源で潤沢な必要量を確保しなければならないと言っていたものが、そこまでは必要ないかもしれないというような状況が見えてきています。そうしますと、新しい水源ありきばかりではなく、選択肢というものが増えるのではないか。その選択肢の一つが、広域連携という考え方ではないかなと考えております。

先ほど隣接の3市町の話をしていただきましたが、網走市の場合は、網走市そのものも東藻琴地区からの水源に頼られているという実情もございます。当然そこから導水管で網走市に引いているという経路もございますし、例えば下水道の事業などについては、女満別地域と東藻琴地域から終末処理については網走市にお願いをしているというような共同事業の経過もございます。そういうことなど考えますと、今後、上水の部分についても、連携をして検討するというのも、先ほどの新規水源の部分と並行して議論をしていかなければならないのではないかと考えています。

その最終的な判断はもう少し先にはなりますが、先ほど言いました事業の事業費の問題でありますとか、議員がご指摘いただきました。早く良質な水をとという住民の皆さん方のお考え等に照らし合わせていくと、どちらがよりコストが低減されて早い段階で供給が可能になるか、その視点を最大限に考えて判断をしていかなければならないと考えてございます。

町民の皆さんのご希望、ご期待に答えられる最善の努力をしてまいりたいと考えてございます。そういった中で、今後も、この問題については、ご関心をいただきながら、適切なご指摘などをいただければありがたいと思うところでございます。よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 1番、後藤委員。

◇後藤議員 はい、1番。ただいまの答弁の中で、水道事業において広域連携を検討する場合においては、網走市は有力な候補であるというお話をお聞かせいただきました。確かに網走市と大空町は、平成23年に定住自立権形成協定を締結、同年9月に網走市大空町定住自立圏共生ビジョンを策定し、先ほどおっしゃられておりました下水道終末処理施設、し尿処理施設、又、網走地区消防組合運営事業などさまざまな事業が行われております。

先ほど公営企業法の改正のお話もありましたが、一部事務組合、又、上水道を行うにしても、会計の共同処理を行うにしても、やり易いのかなという

印象を受けます。

網走市の水源は東藻琴地区にあり、その水道水は調べますと厚生労働省が組織したおいしい水の水質要件をほぼ満たしているため、企業誘致を側面から考えた場合においても、十分なアピールポイントになるとも考えられます。

例えば、今ある有力な候補が網走市ということではありますが、相手のあることですので、早々にはいかない部分がありますが、是非前向きに検討していただき、積極的に取り進めてほしいと思います。

最後になりますが、秀峰藻琴山は大空町そして私たち町民の郷土の象徴です。そこから湧き出ている湧水は私たち町の財産だと思います。この財産を女満別地区も含めた町民皆が享受出来るということを期待いたしました。質問を終わりたいと思います。

◇議 長 山下町長

◇町 長 大変ありがとうございます。新しい水源を求めてということで、ここ数年取り組んでまいりました。当然そこにはいろんな事業費も掛けてきたことも事実であります。しかし、今の時点では最善な方法は何か、立ち止まって考えることも必要だと思ってございます。当然、今まで積み上げてきた、いろいろな調査のノウハウも今後活かすことが出来ると思っており、いろいろな可能性をこれから探ってまいりたいと思います。ただ、先ほどから言われているように、良質な水を早くという町民の声、更にそこにいかに低コストで提供出来るかということを旨としながら取り組んでいきたいと思っています。

広域連携の関係につきましては、ご提案もいただきましたので、事務段階でのいろいろな調査についてのご協力でありますとか、更に必要に応じて私どもトップ同士での懇談なども含めながら、その可能性というものをしっかりと探っていきたいと思っております。

町民の皆さんのご期待に応えられるように、これからも真摯に努力してまいりたいと思います。今後とも、さまざまな時点でご指摘をいただければ、又、ご助言いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

◇議 長 これにて後藤忍議員の一般質問を終了します。これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

(散会 午後 1 時 5 5 分)

令和元年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 元 年 1 2 月 1 7 日
- ・ 開 会 令和 元 年 1 2 月 1 7 日
- ・ 閉 会 令和 元 年 1 2 月 1 8 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後	藤	忍	7 番	品	田	好	博	
2 番	三	條	幸	夫	8 番	齋	藤	宏	司
3 番	上	地	史	隆	9 番	松	岡	克	美
4 番	田	中	裕	之	10番	深	川		昇
5 番	原	本	哲	己	11番	松	田	信	行
6 番	沢	出	好	雄	12番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町長、教育委員会教育長、代表監査委員、農業委員会会長、副町長、総合支所長、会計管理者、総務課長、総務課参事、総務課参事、住民課長、福祉課長、福祉課参事、産業課長、産業課参事、建設課長、建設課参事、地域振興課長、住民福祉課長、総務課主査、生涯学習課長、生涯学習課参事、高校・認定こども園推進室参事、高校・認定こども園推進室参事、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、事務局主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和元年第4回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和元年12月18日(水) 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 認定第1号から認定第8号までについて(決算審査特別委員会審査報告)
- 日程第3 議案第50号 財産の無償貸付けについて
- 日程第4 議案第51号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 日程第5 議案第52号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第6 議案第53号 土地改良事業の計画変更について
- 日程第7 議案第54号 指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第55号 指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第56号 大空町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第57号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第58号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第59号 大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 日程第13 議案第60号 大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第14 議案第61号 大空町農業委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第62号 大空町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第63号 大空町下水道事業条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第64号 大空町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議案第65号 令和元年度大空町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第19 議案第66号 令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第67号 令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第68号 令和元年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第69号 令和元年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第23 議案第70号 令和元年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第24 発議第10号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第25 報告第11号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課参事	鈴木章夫
総合支所長	伊藤裕幸	産業課長	藤田勉
会計管理者	平田義和	産業課参事	中村直樹
総務課長	南部猛	建設課長	高島清和
総務課参事	林敏美	建設課参事	山本純生
総務課参事	塚原章裕	地域振興課長	作田勝弥
住民課長	田中信裕	住民福祉課長	星加政志
福祉課長	佐々木徳幸	総務課主査	土田康裕

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐薙幸史	高校・認定こども園推進室参事	村山修
生涯学習課参事	田端久剛	高校・認定こども園推進室参事	友西敦史

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 伊藤裕幸

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 井上透

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 伊藤裕幸

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	菊地教男	事務局主幹	田中学
------	------	-------	-----

以上のとおり報告する。

令和元年12月18日

大空町議会議長 近藤哲雄

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会 開会宣言

- ◇議 長 おはようございます。ただいまから令和元年第 4 回大空町議会定例会 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において 7 番、品田好博議員及び 8 番、齋藤宏司議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 12 名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 認定第 1 号

- ◇議 長 日程第 2、認定第 1 号、平成 30 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 8 号、平成 30 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 8 件を一括議題とします。

本件は令和元年第 3 回定例会において、議会閉会中の継続審査事件として決算審査特別委員会に審査の付託を行ったものであります。

したがって、本件の審査結果について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長、沢出好雄議員。

- ◇沢出委員 決算審査特別委員会における審査の結果について、ご報告いたします。議会提出議案書の 1 ページ及び 3 ページをご覧いただきたいと思います。

令和元年第 3 回大空町議会定例会において設置され、当委員会に審査の付託がありました事件は、認定第 1 号、平成 30 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について。認定第 2 号、平成 30 年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第 3 号、平成 30 年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。認定第 4 号、平成 30 年度大空

町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。認定第5号、平成30年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。認定第6号、平成30年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第7号、平成30年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第8号、平成30年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についての8事件であります。

去る10月24日、当議会議事堂におきまして審査のための特別委員会を開催し、町長始め関係職員の出席を求めて慎重に審査の結果、委員会審査報告書のとおり、認定第1号から認定第8号までの8事件全て、原案のとおり認定すべきと決定いたしました。

以上、当委員会に付託された事件の審査経過と結果を申し上げ、大空町議会会議規則第77条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。お諮りします。認定第1号から認定第8号までの8件を一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これから、認定第1号、平成30年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号、平成30年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件を一括して採決します。お諮りします。認定第1号から認定第8号までの8件の決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この8件の決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、平成30年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号、平成30年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件の決算については、認定することに決定しました。

◎日程第3 議案第50号

◇議 長 日程第3、議案第50号、財産の無償貸付けについてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課参事。

◇福祉課参事 定例会議案書1ページをお開きください。議案第50号、財産の無償貸付けについて。次のとおり、財産を無償貸付けしたいので、地方自

治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。令和元年12月17日提出、大空町長、山下英二。

記、1、無償貸付けの目的。大空町医療計画に基づき、医療供給体制を確保するため、土地及び建物を無償貸付けする。

2、無償貸付けする土地及び建物の所在地、種別、数量、別紙のとおり。

別紙につきましては、ページをめくっていただきまして、2ページでございます。別紙 1、土地。大空町女満別西4条4丁目64番33、宅地、634.7平方メートル。247番12、宅地、23.84平方メートル。64番45の一部、宅地、20平方メートル。64番51、宅地、622.81平方メートル。64番54、宅地、116.73平方メートル。247番20、宅地、230.95平方メートル。地籍合計は1,649.03平方メートル。

2、建物。(1)住宅、所在地、大空町女満別西4条4丁目64番54、247番20。構造・数量、木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建て、1棟、111.78平方メートル。(2)車庫、所在地、大空町女満別西4条4丁目64番45。構造・数量、軽量鉄骨造、1棟、18.72平方メートル。面積合計は130.50平方メートル。

別にお配りしております。定例会参考資料1ページをご覧ください。今回ご提案申し上げます無償貸付け予定土地及び建物の配置図を付けさせていただいております。図面の右側は道道女満別空港線下側に大型店舗という位置関係でございまして、網掛けをしている部分が貸付けの物件でございます。図面の左側③番64-45の一部は、法人所有車両の車庫として、又、その上にある④64-51は職員駐車場用地として、やや下の⑤64-54及び⑥247-20は常勤医師の医師住宅として、これらはいずれも平成29年4月1日から3年間無償貸付けを行っている物件であり、令和2年3月31日の貸付期間満了に伴い無償貸付けを更新したい物件であります。

次に、図面の右側は①64の33及び②247の12は、職員駐車場用地として新たに無償貸付けを行いたい物件でございます。こちらは以前、病院長住宅として土地と建物を貸付けしていましたが、住宅としての利用見込みがないことから、平成30年度に建物を除却し、現在は更地の状態となっております。周辺の開発などにより職員駐車場が不足している状況にありますことから、今回用途を変え、改めて無償貸付けを行いたいものであります。

議案書の1ページにお戻りください。議案書1ページ、3、無償貸付けの期間、令和2年4月1日から令和5年3月31日。

4、無償貸付けの相手方、大空町女満別西4条4丁目1番29号、医療法人社団双心会、理事長、加藤秀和。

5、無償貸付けの条件、使用貸借契約による。以上、提案理由の説明を申し上げますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第50号、財産の無償貸付けについてを採決します。お諮り
します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第50号、財産の無償貸
付けについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第51号

- ◇議 長 日程第4、議案第51号、オホーツク町村公平委員会規約の変更
についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部
総務課長。

- ◇総務課長 3ページ、議案第51号、オホーツク町村公平委員会規約の変更
について。地方自治法第252条の7第2項及び第3項の規定により、オホ
ーツク町村公平委員会規約の一部を別紙のとおり変更することについて、議
会の議決を求める。令和元年12月17日提出、大空町長、山下英二。

5ページが改正条文でございます。定例会参考資料3ページ、オホーツク
町村会公平委員会規約の一部を改正する規約新旧対照表をお開き願います。
これにより説明いたします。

この提案理由につきましては、構成町村等の職員に対する不利益な処分に
ついて、本年4月に不服申し立て審査請求があり、その事案に係る採決又は
決定等の事務処理に必要な人員を確保するため、事務局職員の定数を定める
第4条第2項中、2人とあるものを4人以内に改めるものです。

附則として、この規約は、令和2年1月1日から施行するものです。

以上、提案理由を申し上げました。ご審議いただきますようお願いいたし
ます。

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号、オホーツク町村公平委員会規約の変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第51号、オホーツク町村公平委員会規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第52号

◇議 長 日程第5、議案第52号、大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課参事。

◇総務課参事 議案書7ページです。議案第52号、大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。令和元年12月17日提出、大空町長、山下英二。

大空町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、平成28年度からの5年間を計画期間として策定しています。この度の一部変更につきましては、本定例会に補正予算として提案しております事業などにつきまして、財源措置として、過疎対策事業債の充当を考えておりますことから、新たに4つの事業を追加するものでございます。

変更の内容ですが、9ページをお開き願います。表の右側が変更前、左側が変更後の計画となっております。まず区分の2、産業の振興における表の下線を引いております上段二つの事業の追加ですが、一つ目、農業水路等長寿命化・防災減災事業。農業生産活動の基盤となります農業水利施設が、将来に渡って安定的に機能を発揮出来るよう長寿命化の対策などを行うものでございます。

次にその下の農地耕作条件改善事業。こちらは、近年の大雨に対応するための農道側溝、沈砂池の整備、更には農作業機械の大型化に対応するため、農道の拡幅工事など農作業環境の改善を図るものでございます。

次に10ページをお開き願います。3、交通通信体系の整備。情報化及び地域間交流の促進の下から二つ目、地域情報通信基盤整備推進事業ですが、大空町内の全ての地域において情報通信技術を活用出来る環境を整えること

として光通信網を整備するものです。

次に11ページです。6、医療の確保の一番上、網走厚生病院脳神経外科整備事業ですが、網走厚生病院に脳神経外科を開設するに当たりまして必要となる医療機器などを整備し、地域医療を確保していくものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議いただきますようよろしくお願い致します。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号、大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第52号、大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第53号

◇議 長 日程第6、議案第53号、土地改良事業の計画変更についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。中村産業課参事。

◇産業課参事 13ページをご覧ください。議案第53号、土地改良事業の計画変更について。団体営土地改良(維持管理)事業の計画変更をしたいので、土地改良法第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求める。令和元年12月17日提出、大空町長、山下英二。

記、1、開始年度、令和2年度。

2、事業名、団体営土地改良(維持管理)事業。

3、地区名、美女地区。

4、事業概要、国営造成施設の維持管理。

5、事業費、毎年度予算において定める額。

6、事業費の負担区分の予定、地元100%。

7、計画概要書、別紙のとおり。

国営かんがい排水事業美女地区で整備しました本郷排水機場は、平成28年度より国から大空町、美幌町で管理委託を受けております。公共性の高い本郷排水機場を地域の農業情勢に対応した適正な管理を行い、その効用を発揮させるため、当該事業を行っております。

定例会参考資料5ページをご覧ください。平成27年度事業申請時、北海道が現地視察の際、基幹水利施設の本郷排水機場と東幹線排水路との間に、北海道管理河川がありますことから、一体的な施設ではないと判断されまして、東幹線排水路は事業の対象となりませんでした。

その後、当地区と同じ状況の施設が事業の該当となっているとの情報を受けまして、北海道へ東幹線排水路も事業の対象とならないか再検討の要請をいたしました。農水省と北海道との協議の結果、東幹線排水路も事業の対象となると判断されたことから、計画の変更を行います。

計画の変更の内容につきましては、議案書16ページ中段をご覧ください。計画概要書3の(2)②東幹線排水路(一元管理施設)、エ、本体に記載しております排水量15立方メートルマイセコンド以上の東幹線排水路1,777メートルを追加。議案書17ページ中段をご覧ください。計画概要書費用の概算を584万円から684万円へ変更し、施設の追加に伴う維持管理費を変更するものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第53号、土地改良事業の計画変更についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第53号、土地改良事業の計画変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第54号

◇議 長 日程第7、議案第54号、指定管理者の指定についてを議題とし

ます。本案について、提案理由の説明を求めます。星加住民福祉課長。

◇住民福祉課長 議案書、19ページでございます。議案第54号、指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。令和元年12月17日提出、大空町長、山下英二。

記、1、施設の名称等、大空町東藻琴383番地の31、大空町東藻琴診療所。

2、指定管理者の名称等、大空町女満別西4条4丁目1番29号、医療法人社団双心会、理事長、加藤秀和。

3、指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。

大空町東藻琴診療所は、町民の健康保持に必要な医療を提供するためと、町民の公衆衛生の向上と健康の保持、増進に資することを目的として、平成13年4月から旧東藻琴村で東藻琴村国民健康保険診療所として、現在の障害者福祉センターちあふるがあります場所で開設され、平成19年4月から大空町B&G海洋センターの裏になります現在の場所において開設されている施設でございます。

指定管理者の指定手続につきましては、現在の指定管理者であります医療法人社団双心会が管理しておりますが、当該施設の管理には実績があり、その実績に基づいて蓄積された管理運営技術や専門的技能などの経営資源を活用することにより、当該施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成出来るものと期待出来ることから、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項第1号の規定に基づき、公募によらず指定管理者の候補者としまして、指定管理者選定委員会にご審議いただき、選定したものでございます。

なお、施設の概要等につきましては、定例議会参考資料の7ページに掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、提案の説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号指定管理者の指定についてを採決します。お諮りしま

す。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第54号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第55号

◇議 長 日程第8、議案第55号、指定管理者の指定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。田端生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書21ページをお開きください。議案第55号、指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。令和元年12月17日提出、大空町長、山下英二。

記、1、施設の名称等、大空町東藻琴360番地の1、大空町東藻琴農村環境改善センター・大空町東藻琴公民館。

2、指定管理者の名称等、美幌町字青山北43番地8、フジケンビルサービス株式会社、代表取締役、畠山隆。

3、指定の期間、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。大空町東藻琴農村環境改善センター・大空町東藻琴公民館につきましては、町民の学習活動の振興と生活技術の習得など、住民福祉の増進に寄与することを目的に昭和55年11月に設置された施設でございます。

指定管理者の指定手続に当たりましては、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第2条に基づき公募を行った結果、現在の指定管理者でありますフジケンビルサービス株式会社1社のみの応募となりました。

フジケンビルサービス株式会社につきましては、現在の指定管理者であり、施設の役割を認識し、施設管理業務のノウハウを持ち、利用者の安全を考慮した安心な施設管理が見込まれ、指定管理者選定委員会による審査の結果、候補者として選定されたところでございます。

なお、施設の概要等につきましては、参考資料9ページに掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上、提案の説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。一つだけ教えていただきたいのですが、指定に反対するものではないのですが、この管理に当たって町民の方は何人ぐらい雇用されて働いておられるのか、分かれば教えていただきたい。

◇議 長 田端生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 東藻琴農村環境改善センターにつきましては、常勤で1人、事務と受付を行っている方がおりますが、その方が町民でございます。

又、5時半以降の夜間までの管理ということで2人ほどパート職員がおりますが、2人とも町民の方ということになっています。

又、年間6回程度清掃を行っていますが、それはフジケンビルサービスの職員ということで、美幌から来られている方がいらっしゃると聞いております。

◇議 長 その他質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号、指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第55号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第56号

◇議 長 日程第9、議案第56号、大空町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木福祉課長。

◇福祉課長 議案書23ページをお開きください。議案第56号、大空町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和元年12月17日提出、大空町長、山下英二。

25ページは改正条文でございます。改正の内容を定例会参考資料11ページ、12ページの新旧対照表により説明いたしますので、お開き願います。

今回の改正は、結婚後も旧氏を使用しながら活動する女性が増加していることから、さまざまな活動の場で旧氏使用を可能とすることが出来るように

するため、住民基本台帳法施行令が改正され、申請した方に限り、住民票と、マイナンバーカードに旧氏併記が出来ることとなりました。

この住民票とマイナンバーカードの旧氏併記が出来ることになったことに伴い、仕事等で旧氏を使用し、契約等を取り交わす際、印鑑登録証明書を求めることも考えられることから、印鑑登録証明書にも旧氏併記が出来るようにするため改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、登録資格の第2条第1項中、「の住民基本台帳」を「が備える民住民基本台帳」に改めます。

印鑑登録の第5条第2項第1号中、「名若しくは通称又は氏名」を、「名、旧氏若しくは通称又は氏名、旧氏」に改め、第2号中「氏名」を「氏名、旧氏」に改めます。

又、印鑑登録原票の第6条第1項第3号、「氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）」に改め、印鑑登録の抹消の第12条第1項中、「若しくは名」を「（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載されている旧氏を含む。）若しくは名」に改めるものです。

附則、この条例は、公布の日から施行することといたします。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号、大空町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第56号、大空町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第57号

◇議 長 日程第10、議案第57号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書27ページ、議案第57号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和元年12月17日提出、大空町長、山下英二。

議案書29ページが改正文です。定例会参考資料13ページに当条例の改正概要を、14ページ、15ページに新旧対照表を掲載してございます。概要により改正内容を説明させていただきますので、参考資料13ページをお開き願います。

今回の改正は、令和元年8月に民間給与と国家公務員給与との比較により生じている格差を是正するため人事院勧告が行われ、それを受けて、町長、副町長、教育長の期末手当を同様に引き上げるものです。

人事院勧告では、令和元年度から年間の支給月数を0.05月分引き上げて、年間4.5月としていることから、関係条例第4条第2項、期末手当の支給割合を改正するものです。元年度は12月期の支給割合を2.225月から2.275月と改正し、施行日は条例の公布の日としておりますが、その適応を令和元年12月1日とするものです。2年度からは6月期及び12月期の支給割合を均等にするため、いずれも支給割合を2.25月と改正し、施行日は2年4月1日とするものです。

以上、提案理由を申し上げました。ご審議いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第57号、大空町特別職

の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 5 8 号

◇議 長 日程第 1 1、議案第 5 8 号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書 3 1 ページ、議案第 5 8 号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和元年 1 2 月 1 7 日提出、大空町長、山下英二。

議案書 3 3 ページから 3 7 ページが改正条文となっております。定例会参考資料 1 7 ページから 1 8 ページに当条例の改正概要、1 9 ページから 2 6 ページに新旧対照表を掲載しております。概要により改正内容を説明させていただきますので、参考資料 1 7 ページをお開き願います。

今回の改正は、先ほど説明しました議案第 5 7 号と同様に、令和元年 8 月の人事院勧告により職員の給与改定を行うものです。

まず、給料ですが、関係条例別表第 1、行政職給料表で、民間との比較で公務員の給与が下回っていることから平均で 0.1%、改定額は初任給で大卒 1, 5 0 0 円、高卒 2, 0 0 0 円程度、又、3 0 歳代の半ばまでの職員が在職する号俸について改正するものです。施行日は条例の公布の日としておりますが、その適用を平成 3 1 年 4 月 1 日とするものです。

次に、住居手当ですが、関係条例第 9 条の 2 で支給対象家賃額の下限を 4, 0 0 0 円引き上げて 1 万 6, 0 0 0 円に。上限を 1, 0 0 0 円引き上げて 2 8, 0 0 0 円に改正。算定に用いる家賃基準月額及び控除を 4, 0 0 0 円引き上げて 2 7, 0 0 0 円に改正。算定で控除した額の 2 分の 1 を 1, 0 0 0 円引き上げて 1 万 7, 0 0 0 円に改正するものです。施行日につきましては、2 年 4 月 1 日としております。

なお、経過措置として、2, 0 0 0 円を超える減額となる場合におきましては、3 年 3 月 3 1 日までの間にあっては、旧手当額から 2, 0 0 0 円を控除した額の手当を支給することとしております。

次に、勤勉手当、1 8 ページです。元年度からの年間の支給月数を 0. 0 5 月引き上げて年間 4. 5 月としていることから、関係条例第 2 0 条第 2 項で、第 1 号の再任用職員以外の職員は、1 2 月期の支給割合を 0. 9 2 5 月から 0. 9 7 5 月に改正し、施行日は条例の交付日としていますが、その適用を平成 3 1 年 4 月 1 日とするものです。

2 年度からは、6 月期及び 1 2 月期の支給割合を均等にするため、いずれも支給割合を 0. 9 5 月と改正し、施行日は 2 年 4 月 1 日とするものです。

以上、提案理由を申し上げました。ご審議いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第58号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第59号

◇議 長 日程第12、議案第59号、大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書39ページ、議案第59号、大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和元年12月17日提出、大空町長、山下英二。

議案書41ページから53ページが条例となっております。定例会参考資料27ページから33ページに当該条例の概要を、34ページから38ページに当該条例に関する規則を掲載しております。新設条例でございますが、読み上げを省略させていただき、概要により内容を説明させていただきますので、参考資料27ページをお開き願います。

概要1、条例の制定の趣旨につきましては、厳しい財政状況、多様化する行政需要のため、臨時・非常勤職員が増加する一方、その任用・勤務条件は、制度が不明確であり、様々な任用が行われておりました。地方公務員法の一部を改正し、新たに会計年度任用職員の任用規定が設けられ、採用方法や任期等が明確化され、期末手当の支給に関する規定が整備されたところであります。

2、会計年度任用職員制度の概要につきましては、(1)任用等について、二つの職員を設けております。一つはフルタイム職員、これは地方公務員法第22条の2の第1項第2号に規定する職員、週38時間45分勤務。パー

トタイム職員、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員とし、本町におきましては、週35時間以下の勤務と位置づけております。任期は採用の日から同日の属する会計年度の末日まで、条件付き採用期間は1月とし、再任用においても同じといたします。

原則公募とし、申し込みのあった者の中から任用することとしております。

(2) 服務等につきまして、会計年度任用職員も地方公務員法の規定が適用され、人事評価の実施、懲戒、服務の宣誓、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限・争議行為の禁止など、一般職員と同様の規定が適用されます。

(3) 給与等について、①給与・報酬につきましては、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技能及び職務経験等の要素を考慮し、仕事量に応じた給料又は報酬の額を決定することとなります。行政職給料表1級、2級を準用し、次の表のように職の区分により職務の級と号俸決定いたします。

28ページをお開き願います。②手当等につきましては、フルタイムとパートタイム職員に違いがあるということから表を区分しております。次のように支給することとしておりますが、フルタイムとパートタイム職員において大きく違うのは、パートタイム職員においては、60歳到達した年度の翌年度から期末手当は受けることが出来ません。又、1週間の勤務時間により支給割合を乗じて得た額としております。表の説明については省略させていただきます。

③給料の減額等につきましては、勤務しない1時間につき1時間当たりの給与額を減額いたします。端数処理については円未満を四捨五入。公務出張旅費につきましては、町の職員旅費条例により支給することとしております。

続きまして、29ページになります。条例の概要につきまして、各項目、又、概要について表を作っておりますが、時間の都合上簡単な説明とさせていただきます。

3の条例概要につきまして、第1条は、趣旨を規定しております。第2条は、会計年度任用職員の給与について、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の定めと支給方法、費用弁償を規定しています。フルタイム会計年度任用職員の関係規定としまして、第3条は給料、第4条は職務の級、第5条は号俸、第6条は給料の支給、第7条は通勤手当、第8条は時間外勤務手当、第9条は休日勤務手当としております。30ページをお開き願います。第10条は夜間勤務手当、第11条は祝日直手当、第12条は給料の端数処理、第13条は期末手当、第14条は特殊勤務手当、第15条は勤務1時間当たりの給与額、第16条は給与の減額について、それぞれ支給方法や算出方法を規定しているところであります。

次に、パートタイム会計年度任用職員の関係規定として、第17条は報酬、31ページになります。第18条は特殊勤務報酬、第19条は時間外勤務報酬、第20条は休日勤務報酬、第21条は夜間勤務報酬、第22条は報酬の端数処理、第23条は期末手当、32ページ、第24条は報酬の支給、25条は勤務1時間当たりの報酬額、第26条は報酬の減額について、それぞれ

各規定におきましての支給方法や算出方法等を規定しております。

第27条は給与からの控除、第28条は外国語指導助手の報酬、第29条は町長が特に必要と認める場合の給与、続いて33ページになります。第30条はパートタイム会計年度任用職員の通勤の費用弁償、第31条はパートタイム会計年度任用職員の公務出張旅費の費用弁償、第32条は休職者の給与、第33条は規則への委任等、各項目の支給方法等を規定しているところであります。

この条例の施行日は、令和2年4月1日とするもので、特例措置としまして、施行日前日まで勤務していた町臨時職員勤務条件等の条例の非常勤職員が引き続き当該職員となった場合は、勤務手当の対象期間を通算することとしております。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第59号、大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第59号、大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第60号

◇議 長 日程第13、議案第60号、大空町会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書55ページ、議案第60号、大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定

について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和元年１２月１７日提出、大空町長、山下英二。

議案書５７ページから５９ページが改正条文となっております。定例会参考資料３９ページ、４０ページに当該条例の概要を、４１ページから４７ページに新旧対照表を掲載しております。概要により内容を説明させていただきますので、参考資料３９ページをお開き願います。

先ほどお認めいただきました議案第５９号、大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行に伴い、関係条例の廃止及び改正が必要となったところであります。ついては廃止が２条例、改正が１１条例、合わせて１３条例をまとめて、条例を制定するものでございます。

説明につきましては、３９ページの条例の概要でご説明いたしますが、項目、関係条文、改正の内容を１条ごとに説明をさせていただきます。

第１条、関係条例の廃止につきましては、次の２条例を廃止いたします。

（１）大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例と（２）大空町語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例です。

第２条、大空町職員定数条例。第１条の定数条例上の職員の定義から会計年度任用職員を除くことの規定の改正です。

第３条、公益的法人等への大空町職員の派遣に関する条例。条例の第２条第２項第３号、地方公務員法につきましては、地方公務員法第２２条の改正に伴う規定の整備でございます。

第４条、大空町職員の分限についての手続及び効果に関する条例第３条第４項、会計年度任用職員の休職期間について、採用日の属する会計年度の末日までの任用期間とすることの規定を追加しています。

第５条、条件付き採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例の第３条。これは地方公務員法第２２条の３第４項の改正に伴う規定の整備です。

第６条、大空町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第３条の会計年度任用職員のパートタイム職員が懲戒処分を受けたときの減給規定を追加したものでございます。

続いて４０ページになります。第７条、大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第２１条の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等について、職務の性質等を考慮して定めることが出来るよう規定を改正しております。

第８条、大空町職員の育児休業等に関する条例第６条につきましては、所要の規定の整備、第７条につきましては、地方公務員法第２２条の２の第１項の改正に伴う規定の整備、第８条は会計年度任用職員を除く規定を追加、第２２条は、大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第２１条の改正に伴う規定を整備。

続いて第９条、大空町職員の給与に関する条例の第２２条の２、会計年度任用職員の給与について、別の条例で定めることの規定を追加。

第１０条、大空町職員の特殊勤務手当支給に関する条例第１条につきましては、会計年度任用職員に特殊勤務手当が支給出来ることの規定を追加。

第11条、大空町職員の旅費に関する条例第2条及び別表（１）、（２）につきましては、会計年度任用職員のフルタイム職員が旅費支給の対象となるよう規定を整備。第3条第3項は、所要の規定を整備したものです。

次に第12条、大空町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の第3条は、地方公務員法第22条の2の第1項第2号の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

この条例の施行日につきましては、令和2年4月1日とするものです。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第60号、大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第60号、大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第61号

◇議 長 日程第14、議案第61号、大空町農業委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。藤田産業課長。

◇産業課長 議案書61ページになります。議案第61号、大空町農業委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和元年12月17日提出、大空町長、山下英二。

議案書63ページは、条例の改正文となっております。改正の内容につきましては、議会参考資料にて説明いたしますので、参考資料49ページをお

開き願います。

議案第61号関係、大空町農業委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表です。農業委員会委員の定数は、現在、在任しております委員の選考時、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、従来の選挙及び団体推薦による選考方法から町長が議会の同意を得て任命すること及び利害関係のないものを1人以上任命することなどの大きな変更があったため、法律の上限であります27人を委員の定数としたところです。

次期改選期を前に農業委員会では、委員定数について検討した結果、3人を削減しても運営に支障がないこと、十分に活動が出来るとの判断に至ったことから、意見として町に申し出があったところです。町としましても、その意見を尊重し、委員の定数を3人削減するため、今回改正するものであります。

条例の改正につきましては、第2条におきまして、27人を24人に改めるものです。

附則としまして、第1項に施行期日として、この条例は公布の日から施行する。第2項に経過措置として、この条例の施行の際、現に在任する委員の定数及び人数は、その任期満了の日までの間は、なお従前の例によると規定するものであります。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号、大空町農業委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第61号、大空町農業委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。ここで10分間休憩します。

(休憩 午前 11 時 04 分)

(再開 午前 11 時 14 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 15 議案第 62 号

◇議 長 日程第 15、議案第 62 号、大空町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書 65 ページをお開き願います。議案第 62 号、大空町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和元年 12 月 17 日提出、大空町長、山下英二。

この条例は、大空町簡易水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めております。

現行制度では、給水装置工事事業者の指定に有効期限がなく、営業実態の把握が出来ないなどの課題があったことから、令和元年 10 月水道法が施行され、更新制度が新たに追加されております。本町におきましても、給水装置工事指定店の営業実態の把握のため、同様の改正を行うものです。

指定の有効期限につきましては、指定の日から 5 年以内とし、大空町指定給水装置工事要綱に追加いたします。本条例では、更新手数料について改正を行うものでございます。

67 ページには改正条文となっております。説明につきましては、参考資料で申し上げますので、定例会参考資料 51 ページをお開き願います。

議案第 62 号関係、大空町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表です。別表第 3 の表を改正後の表に改めるものでございます。別表第 3、指定給水装置工事事業者申請手数料 1 件につき 1 万円の下段に、指定給水装置工事事業者継続手数料 1 件につき 1 万円を追加し、表を改めるものです。

なお、附則といたしまして、この条例の施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上、条例改正の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号、大空町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第62号、大空町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第63号

◇議 長 日程第16、議案第63号、大空町下水道事業条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書69ページをお開き願います。議案第63号、大空町下水道事業条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和元年12月17日提出、大空町長、山下英二。

本条例は、平成30年12月定例会で議決をいただいております大空町下水道事業条例の一部を改正する条例のうち、令和2年4月1日から適用される第2条、別表の改正でございます。

下水道使用料の見直しにつきましては、本年度と翌年度の2回の改正をもって両地区料金の統一を行いたく条例改正を行いましたが、本年10月、消費税率の改正に伴い必要となった第2条について改正するものです。

71ページは改正条文となっております。説明につきましては、参考資料にて説明申し上げますので、定例会参考資料53ページをお開き願います。議案第63号関係、大空町下水道事業条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。別表18条関係の表を改正後の表に改めるものです。この改正により、両地区の使用料と種別が統一されることとなります。

1、使用料です。種別、一般の汚水、基本料金改正前1,745円を1,777円に32円増額。超過料金、改正前218円を222円に4円増額。公衆浴場等の汚水、基本料金、改正前1万908円を1万1,110円に202円増額。超過料金、改正前109円を111円に2円増額とするものです。

2、メーター使用料でございます。口径13ミリメートル、改正前164

円を167円に3円増額。20ミリメートル、改正前225円を229円に4円増額。25ミリメートル、改正前246円を250円に4円増額。30ミリメートル以上、改正前318円を324円に6円増額とするものです。

54ページになります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

経過措置でございますが、改正後の規定は、令和2年4月1日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び同日前から使用料の支払いを受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

以上、条例改正の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第63号、大空町下水道事業条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第63号、大空町下水道事業条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第64号

◇議 長 日程第17、議案第64号、大空町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書73ページをお開き願います。議案第64号、大空町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和元年12月17日提出、大空町長、山下英二。

本条例は、平成30年12月定例会で議決をいただいております大空町個別排水処理施設の管理条例の一部を改正する条例のうち、令和2年4月1日から適用される条例第10条、使用料の額を示す表の改正でございます。

個別排水処理施設の使用料の見直しにつきましては、本年度と翌年度の2回の改正をもって条例改正を行いました。本年10月、消費税率の改正に伴い必要となったことから、改正するものです。

75ページは改正条文となっております。説明につきましては、参考資料にて御説明申し上げますので、定例会参考資料55ページをお開き願います。

議案第64号関係、大空町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

第10条、使用料の額を示す表を改正後の表に改めるものです。人槽区分、5人槽、改正前の4,380円を4,461円に81円増額。6人槽、改正前、4,717円を4,804円に87円増額。7人槽、改正前4,937円を5,029円に92円増額。8人槽、改正前5,365円を5,464円に99円増額。9・10人槽、改正前6,181円を6,296円に115円増額。に改めるものです。

附則といたしまして、この条例の施行期日を公布の日からとしております。

以上、条例改正の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号、大空町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第64号、大空町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第65号

◇議 長 日程第18、議案第65号、令和元年度大空町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。
南部総務課長。

◇総務課長 議案書77ページ、議案第65号、令和元年度大空町一般会計補正予算（第6号）。令和元年度大空町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,418万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億9,195万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の追加及び変更は、第3表、地方債補正による。

一時借入金。第4条、一時借入金の借り入れの最高額に2,200万円を追加し、一時金の借り入れの最高額を、14億3,600万円とする。令和元年12月17日提出、大空町長、山下英二。

79ページです。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

15款、国庫支出金に3万3,000円を追加。16款、道支出金に1,245万円を追加。17款、財産収入に54万7,000円を追加。18款、寄附金に3,055万8,000円を追加。19款、繰入金から2,942万4,000円を減額。21款、諸収入に1,731万7,000円を追加。22款、町債に2,270万円を追加。歳入合計は5,418万1,000円を追加し、89億9,195万5,000円とするものです。

80ページ、歳出です。

1款、議会費に12万5,000円を追加。2款、総務費に2,420万7,000円を追加。3款、民生費に125万5,000円を追加。4款、衛生費に156万2,000円を追加。6款、農林水産業費に1,907万4,000円を追加。7款、商工費に52万8,000円を追加。8款、土木費に70万2,000円を追加。9款、消防費に85万5,000円を追加。10款、教育費に89万1,000円を追加。12款、職員給与費に498万7,000円を追加し、歳出合計は5,418万1,000円追加して、歳入合計と同額にするものです。

81ページ、第2表、債務負担行為補正。1、追加です。スクールバス運行事業につきましては、10月にスクールバスのエンジンが故障し、それに伴い、その修繕が高額となるため、令和3年度更新予定車を1年前倒しで購入するもので、限度額1,000万円を追加するものです。

82ページ、第3表、地方債補正。1、追加です。農業水路等長寿命化防災・減災事業債は、リール式散水機修繕における北海道予算の追加配分増及

び古梅ダム利水放流施設の流量計の更新工事について、土地改良事業ガイドラインが明確化されたことに伴い、起債対象事業となったことから、その財源として借り入れるものです。過疎債を予定し、限度額が1,200万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

農地耕作条件改善事業債は、農作業道及び用排水路工事について、先ほど説明しました土地改良事業ガイドラインが明確化されたことに伴い、起債対象となったことから、その財源として借り入れるものです。過疎債を予定し、限度額960万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

2、変更です。網走厚生病院脳神経外科整備事業債は、限度額に110万円を追加し、1,320万円に変更するものです。脳神経外科の開設に伴う医療機器、備品の追加整備が必要となったためであり、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を行います。歳出から行いますので、88、89ページをお開き願います。

1款1項1目、議員報酬及び期末手当等、3節、議員期末手当12万5,000円の追加は、期末手当の改定に伴うものです。

2款1項4目、財政運営事務費、13節、財務会計システム改修委託料として103万円の追加は、先ほどご説明しました会計年度任用職員制度創設に伴いまして、支出科目の7節、賃金が廃止になることからシステムの改修を行うものです。

7目のふるさと応援寄附金事業、8節、寄附者報償費、14節、サイト掲載使用料に総額2,317万7,000円の追加は、ふるさと応援寄附金の給付件数及び金額増に伴うものです。

3款1項1目、社会福祉事務費、令和元年台風19号災害義援金として100万円の追加は、関東、東北地方を中心とした台風により被災され、早期の復興を願い、日本赤十字社へ義援金として給付するものです。

2目、介護保険事業特別会計繰出金、28節、介護保険事業勘定特別会計繰出金に3万6,000円の追加は、保険給付費の増に伴うもの。介護サービス事業勘定特別会計繰出金に6万4,000円の追加は、議案第58号で説明いたしました人事院勧告による給与条例の改正に伴う一般会計からの繰出しです。

続いて、3款2項1目、子ども・子育て支援事業、19節、ファミリーサポート事業利用補助金として、4万5,000円の追加は、就学前の一部の子どものファミリーサポートセンター利用料の無償化に伴うものでございます。

2目、療育医療給付事業費、23節、前年度療育医療給付事業国庫負担金返還金として11万円の追加は、30年の事業の精算によるものです。

4款1項1目、保健衛生諸負担金、19節、網走厚生病院脳神経外科整備事業負担金に115万円の追加は、先ほど第3表、地方債補正で説明いたしました脳神経外科の開設に伴う医療機器、備品の追加整備に伴う本町の負担

分でございます。

3目、簡易水道事業特別会計繰出金、28節、繰出金に41万2,000円の追加は、消費税等確定申告及び職員給与条例の改正に伴う一般会計からの繰り出し分です。

続いて90、91ページ、6款1項1目、農地保有合理化促進事業費、11節、消耗品に1万円の追加は、事務委託金の増に伴うものです。

3目、メルヘン公園管理費、11節、修繕料に61万6,000円の追加は、24時間トイレの故障による修繕料の追加です。

4目、ひがしもこと乳酪館管理費、18節、備品購入費として105万円の追加は、売店販売用冷蔵庫の故障により新たに購入するものです。

5目、農業農村多面的機能支払交付金事業、19節、交付金に739万7,000円の追加は、資源向上支払い分の追加割り当てに伴うものです。

7目、農業水路等長寿命化・防災減災事業、11節、修繕料に1,000万円の追加は、リール式散水機修繕における北海道予算の追加配分に伴うものです。

2項1目、森林環境譲与税基金積立金、25節、基金積立金に1,000円の追加は、基金預金利子の増によるものです。

7款1項1目、藻琴山温泉芝桜公園管理運営事業費、13節、浴槽循環ライン薬剤洗浄委託料に52万3,000円の追加は、レジオネラ菌検出に伴う洗浄を行うためのものです。

8款2項4目、開陽中央線道路整備事業、23節、前年度交付金返還金として19万円の追加は、旧落合橋の鋼材売り払いに伴う返還分です。

4項1目、下水道事業特別会計繰出金、28節、繰出金に51万2,000円の追加は、消費税等確定申告及び職員給与条例の改正に伴う一般会計からの繰り出し分です。

9款1項2目、網走地区消防組合大空消防署費負担金、19節、負担金に85万5,000円の追加は、職員給与条例改正に伴う消防職員人件費に係る負担分です。

92、93ページになります。10款1項2目、町立学校体育文化振興補助金、19節、補助金に78万6,000円の追加は、小中高の児童生徒が、体育文化活動において全道、全国大会への出場が増えているため。その下、子ども未来づくり教育基金積立金、25節、基金積立金に5,000円の追加は、基金預金利子の増によるものです。

7項1目、社会体育事務費、19節、B&G災害支援金として10万円の追加は、B&G財団から台風19号に伴う支援活動として、災害時相互応援募金要請によるものです。

12款1項1目、職員給与費、2節、一般給与費に98万9,000円。3節、職員手当等の特別職期末手当9万6,000円、一般職手当に総額261万9,000円、4節、共済費に総額108万4,000円、19節、負担金に総額19万9,000円の追加は、特別職及び一般職の給与条例改正に伴う人件費及び共済費負担金を追加するものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので86、87ページをお開き願います。

15款2項2目2節、子ども・子育て支援臨時交付金として1万1,000円の追加、子育てのための施設等利用給付交付金として2万2,000円の追加、16款2項2目4節、子育てのための施設等利用給付費交付金として1万1,000円の追加は、それぞれ歳出でご説明いたしましたファミリーサポート事業の実施に伴う、交付金でございます。

4目1節、農業農村多面的機能支払交付金に553万9,000円の追加、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金として690万円の追加は、歳出でご説明しました事業の追加配分等に伴うものです。

17款1項2目1節、子ども未来づくり教育基金利子に5,000円の追加、森林環境譲与税基金利子に1,000円の追加は預金利子分の増によるものです。

2項1目2節、土地売却代に54万1,000円の追加は、農機具格納庫用地として町有地の買受け要望があり、その売却収入を計上するものです。

18款1項1目1節、一般寄附金に3,055万8,000円の追加は、ふるさと応援寄附金の増によるものです。

19款1項4目1節、公共施設等整備基金繰入金から2,942万4,000円の減額は、主に土地改良事業が起債対象となったことや、今回の補正予算の財源調整のため繰り入れを取り止めるものです。

21款4項4目1節、農地保有合理化促進事業事務委託金に1万円の追加は事務委託金の増に伴うものです。

11目1節、退職手当組合事前納付金精算還付金として1,719万3,000円の追加は、平成28年度から30年度までの退職手当組合負担金の精算に伴うもの。収納業務事業負担金として11万4,000円の追加は、国保税の夜間徴収及び督促業務に掛かるものです。

22款、町債につきましては、第3表、地方債補正で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算について説明を申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。1点だけ確認をさせてください。

91ページの7款1項2目13節の委託料、藻琴山温泉芝桜公園管理運営費で浴槽循環ライン薬剤洗浄委託料52万3,000円とあります。産建の資料も確認をさせていただきましたが、洗浄期間がどれぐらい掛かるのか。あと洗浄後に検査を行うということでしたが、その結果によってはそれ以上に金額が掛かるのではないかと心配しているのですが、その点について改めてお聞かせください。

◇議 長 作田地域振興課長。

◇地域振興課長 上地議員の藻琴山温泉芝桜公園の浴槽循環ラインの薬剤の洗浄委託についての御質問についてお答えいたします。

洗浄の期間につきましては、今後業者の方と打ち合わせをしながら、決めていきたいと思っているところでございますが、系統がそれ程複雑ではないので、それ程たくさんの期間は掛からないで終わるものと考えております。

洗浄後検査によりまして、菌が消滅してないというようなことがあれば、再度その確認をしながら、洗浄なりを進めるということを検討しなければなりません。洗浄してから、その辺につきましては再度検討したいと考えております。以上でございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。検査結果によっては改めて協議をするということは、また経費も掛かる可能性もあるということではよろしいでしょうか。改めてお聞かせください。

◇議 長 地域振興課長。

◇地域振興課長 検査の結果によりまして、再度洗浄が必要か若しくは菌を滅菌するための施設等の整備が必要ということになれば、改めて費用が掛かるものと考えております。今、業者と相談した中では洗浄で対応出来るものと考えているところでございます。以上でございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。費用対効果とか、投資的経費とか余り大きくならないように是非検討していただきたいなと思います。終わります。

◇議 長 地域振興課長。

◇地域振興課長 洗浄後検査を行って、その後の対応がそういう形の事が生じれば、内容を検討し、最終的に判断をしたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号、令和元年度大空町一般会計補正予算(第6号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第65号、令和元年度大空町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第66号

◇議 長 日程第19、議案第66号、令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木福祉課長。

◇福祉課長 議案書101ページでございます。議案第66号、令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億717万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和元年12月17日提出、大空町長、山下英二。

議案書103ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

2款、道支出金に22万5,000円を追加、7款、国庫支出金に14万円を追加し、歳入合計は36万5,000円追加し、12億717万7,000円とするものです。

104ページをお開き願います。歳出です。1款、総務費に25万4,000円を追加。2款、保険給付費に9万円を追加。4款、保健事業費に2万1,000円を追加し、歳出合計は36万5,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明いたしますので110ページ、111ページをお開き願います。

1款1項1目、総務一般事務費の13節、国保システム改修委託料に14万円の追加は、国の制度改正に基づく外国人被保険者の資格情報を国保情報集約システムに連携するためのシステム改修による追加でございます。

2 項 1 目、国民健康保険税賦課徴収事業の 1 9 節、収納業務事業負担金に 1 1 万 4, 0 0 0 円の追加は、市町村が実施する収納率向上対策事業に係る費用として職員に係る時間外手当が特別交付金の対象となったことから、一般会計にその交付金分を負担金として支出するため追加するものです。

2 款 5 項 1 目、葬祭費の 1 9 節、葬祭費に 9 万円の追加は、当初予算の 1 3 件を上回ることが見込まれることから、3 件分を追加するものです。なお、1 1 月末現在で 1 0 件の支出となっております。

4 款 1 項 1 目、疾病予防事業の 1 2 節、共同電算処理手数料に 2 万 1, 0 0 0 円の追加は、市町村の共通事務である医療費通知を作成するため追加するものです。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので 1 0 8、1 0 9 ページをお開き願います。

2 款 2 項 1 目 1 節、保険給付費等交付金の普通交付金に 9 万円、特別交付金に 1 3 万 5, 0 0 0 円の追加は、歳出の葬祭費、収納業務事業負担金及び共同電算処理手数料を追加したことによるものでございます。

7 款 1 項 1 目 1 節、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金に 1 4 万円の追加は、歳出の国保システム改修委託料を追加したことに伴うものでございます。

以上、補正予算の内容につきまして説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 6 6 号、令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 6 6 号、令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 0 議案第 6 7 号

◇議 長 日程第20、議案第67号、令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書の113ページをお開きください。議案第67号、令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）。令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,259万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和元年12月17日提出、大空町長、山下英二。

議案書の115ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

3款、国庫支出金に7万8,000円を追加。4款、支払基金交付金に7万9,000円を追加。5款、道支出金に3万6,000円を追加。7款、繰入金に3万6,000円を追加。歳入合計は22万9,000円追加し、8億2,259万5,000円とするものです。

116ページをお開きください。歳出です。2款、保険給付費に29万3,000円を追加。4款、基金積立金から6万4,000円を減額。歳出合計は22万9,000円追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明しますので、122、123ページをお開きください。

歳出です。2款2項3目19節、介護予防住宅改修費に18万円の追加は、自宅に手すりを取りつける等の住宅改修に対する給付費が当初予算額を上回る見込みであることから追加をするものです。なお、こちらは介護保険法に基づく給付でありますことから、国、道、町による公費負担、更には40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料に相当します支払基金から、それぞれの負担割合に応じた負担金や交付金などの歳入がございます。

続いて、5項1目19節、介護医療合算介護サービス費に11万3,000円の追加は、医療保険と介護保険の合算額が基準額を超えた場合に、その超えた額を支給する給付費が当初予算額を上回る見込みであることから追加をするものです。こちらも先ほど同様、介護保険法に基づく給付でありますことから、負担割合に応じた歳入がございます。

続いて、4款1項1目25節、介護保険基金積立金から6万4,000円の減額は、今回の補正予算財源調整として基金の積立金を減額するものです。

続いて歳入の説明を申し上げますので、120、121ページをお開きください。

3款1項1目1節、現年度分介護給付費負担金に5万8,000円の追加

は、歳出で御説明申し上げました給付費の20%を国が負担するものでございます。

同じく2項1目1節、現年度分調整交付金に2万円の追加は、給付費の6.9%が国から交付されるものです。

続いて4款1項1目1節、現年度分介護給付費交付金に7万9,000円の追加は、給付費の27%が支払基金から交付されるものです。

続いて5款1項1目1節、現年度分介護給付費負担金に3万6,000円の追加は、給付費の12.5%を北海道が負担するもので、更に7款1項1目1節、介護給付費繰入金に3万6,000円の追加は、給付費の12.5%を町が負担するもので、相当額を一般会計から繰り入れするものでございます。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。123ページの介護予防住宅改修費、18万円補正ということで、最近の傾向として、住宅改修費は主にどのような部分に使われているか、分かる範疇で教えていただければと思います。トイレの手すりとか玄関前の改修とかいろいろあると思いますが、分かる範囲で結構です。

◇議 長 福祉課参事。

◇福祉課参事 ただいまご質問いただきました介護予防住宅改修費でございますが、介護保険における住宅改修につきましては、住宅改修の種類といたしまして、手すりの取り付け、段差の解消、滑り止めの床材の変更、引き戸への扉の取り替え、それから洋式便器等への便器の取り替えといったところでございます。

最近の傾向といたしまして、多くは手すりの設置が大方8割、9割ぐらいを占めております。そのほかには、段差の解消、引き戸への扉の取り替え、そういったものも見られているところでございます。

当初の見込みでは、12件ほどの件数を見込んでいたところではありますが、予算付けとしましては、介護保険事業計画や、近年の実績に基づいた中で予算を計上しているところではありますが、なかなか要支援者の状況の変化というものを確実に掴むということが難しいということもあって、今回補正をさせていただくということでございます。

◇議 長 2番、三條議員

◇三條議員 はい、2番。最近在宅で頑張っておられる方がだんだん増えてきています。見落としすることなく、こういった支援を続けていただければと

思います。

◇議 長 福祉課参事。

◇福祉課参事 確かに国の進めている施策の中でも在宅へのシフトという話も出ておりますし、そういったところを、被保険者の方とも相談をしながら進めていきたいと思っています。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号、令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第67号、令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第68号

◇議 長 日程第21、議案第68号、令和元年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書125ページをお開きください。議案第68号、令和元年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)。令和元年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ610万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和元年12

月 17 日提出、大空町長、山下英二。

議案書 127 ページをお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

2 款、繰入金に 6 万 4, 000 円を追加し、歳入合計は 610 万 7, 000 円とするものです。

128 ページをお開きください。歳出です。1 款、サービス事業費に 6 万 4, 000 円を追加し、歳出合計は、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明しますので、134、135 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、職員給与等に 6 万 4, 000 円の追加は、職員給与条例の改正に伴い、給料、手当、共済費及び負担金を追加するもので、介護サービス事業勘定で支弁している職員 1 名分の職員給与等を増額するものです。

続きまして歳入の説明をしますので、132、133 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目 1 節、一般会計繰入金に 6 万 4, 000 円の追加は、今回の補正予算は財源として一般会計から繰り入れるためのものでございます。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 68 号、令和元年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号、令和元年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 22 議案第 69 号

◇議 長 日程第 22、議案第 69 号、令和元年度大空町簡易水道事業特別

会計補正予算（第２号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

◇議 長 高島建設課長。

◇建設課長 議案書１３９ページをお開き願います。議案第６９号、令和元年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）。令和元年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４１万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２億７，３６２万４，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。令和元年１２月１７日提出、大空町長、山下英二。

１４１ページをお開き願います。第１表、歳入歳出予算補正、歳入です。

２款、繰入金に４１万２，０００円を追加し、歳入合計は２億７，３６２万４，０００円とするものであります。

１４２ページをお開き願います。歳出です。

１款、総務費に４１万２，０００円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたしますので、１４８、１４９ページをお開き願います。

１款１項１目、職員給与等の追加につきましては、先に議決をいただきました大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により、簡易水道事業で支弁している職員３名分の給料、手当、共済費及び負担金等の追加によるものです。

２節、給料に２万４，０００円。３節、職員手当等に５万８，０００円。４節、共済費に３万７，０００円。１９節、負担金補助及び交付金に５，０００円をそれぞれ追加しております。

続きまして、簡易水道一般管理事業、２７節、公課費、消費税及び地方消費税に２８万８，０００円は、平成３０年度分の税額確定による追加でございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、１４６、１４７ページをお開き願います。

２款１項１目１節、一般会計繰入金に４１万２，０００円を追加しております。補正予算の財源調整のため変更するものです。

以上、補正予算内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 69 号、令和元年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 69 号、令和元年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 23 議案第 70 号

- ◇議 長 日程第 23、議案第 70 号、令和元年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

- ◇建設課長 議案書 151 ページをお開き願います。議案第 70 号、令和元年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）。令和元年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 51 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 3,498 万 6,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和元年 12 月 17 日提出、大空町長、山下英二。

153 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入です。

5 款、繰入金に 51 万 2,000 円を追加し、歳入合計は 3 億 3,498 万 6,000 円とするものです。

154 ページをお開き願います。歳出です。

1 款、総務費に 51 万 2,000 円を追加し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたしますので、160、161 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目、一般管理費の追加につきましては、先に議決をいただきま

した大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により、下水道事業で支弁している職員２名分の給料、手当、共済費及び負担金等の追加によるものと、職員の扶養家族の変更により追加するものです。

２節、給料に１万８，０００円。３節、職員手当に３１万６，０００円。４節、共済費に４万９，０００円。１９節、負担金補助及び交付金に４，０００円をそれぞれ追加しております。

続きまして下水道一般管理事業、２７節、公課費、消費税及び地方消費税に１２万５，０００円は、平成３０年度分の税額確定による追加でございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、１５８、１５９ページをお願いします。

５款１項１目１節、一般会計繰入金に５１万２，０００円を追加しております。補正予算の財源調整のため変更するものです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第７０号、令和元年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第７０号、令和元年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２４ 発議第１０号

◇議 長 日程第２４、発議第１０号、大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。８番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 議会側の議案書5ページをお開きください。発議第10号、大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和元年12月18日提出、大空町議会議員、齋藤、松岡、松田、深川、品田、沢出、原本、田中、上地、三條、後藤の各議員です。

7ページをお開きください。この条例の改正につきましては、先ほどの議案第57号から58号に係る条例改正と重複しておりますが、本年の人事院勧告におきまして、民間の支給状況を踏まえ、期末手当を0.05月分引き上げるよう勧告がなされたことに伴うものでございます。

条例の内容につきましては、第1条では、第4条の第2項中の12月100分の222.5を12月100分の227.5に改め、第2条では、第4条の第2項中の100分の222.5を100分の225に、100分の227.5を100分の225に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。又、第1条の規定による改正後の大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の規定は、令和元年12月1日から適用することとしてございます。なお、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすことにしてございます。

条例改正の概要、新旧対照表につきましては別冊で配布の参考資料をご覧くださいと思います。

以上、説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第10号、大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第10号、大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 報告第11号

◇議 長 日程第25、報告第11号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査員 ただいま上程になりました報告第11号、例月出納検査結果の報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、令和元年8月分から令和元年10月分までであります。検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。例月出納検査を実施いたしました時期は、8月分につきましては9月20日、9月分につきましては10月23日、10月分につきましては11月20日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配布の資料に記載されたとおり相違ありません。又、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正である事を認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。山下町長から発言があれば許します。山下町長。

◇町 長 令和元年第4回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げたいと存じます。この定例会におきましては、平成30年度の各会計の決算をお認めいただきました。誠にありがとうございます。その他、一般質問を頂戴し、議案審議、さらには補正予算についてお認めをいただいたところであります。重ねて御礼を申し上げるところであります。

話は少し変わりますが、12月15日から町政懇談会を開催してございます。年内につきましては、九つの自治会からご要望をいただきまして、回る予定としてございます。

その中で、今年は地域に行ったときに、地域の要望は何かございませんかというような、御用聞きのような言い方を余りしておりません。というよりは、大空町となって14年目になりますが、この大空町を、今後はどのように持続可能な自治体として経営をしていくか、そういうことについて意見交換をさせてくださいと。そういったお話を中心にさせていただいてございます。

又、話は少し飛びますが、11月20日、係員を対象とした私が講師となる研修を今年度も実施いたしました。何回になるでしょうか、回数を重ねております。このことは、議会の中で町長の政策や考え方、それが職員末端までしっかりと伝わっているか、そういうことも必要ではないかというご指摘をいただき、研修という形で話をしたり、いろいろな懇談をするということではさせていただいているものでございます。

今回は消防の職員も含めまして係員の職ということで、何人来るかなと思いましたが、対象者が53人中44人の出席でございました。随分いるものだと、そのように感じました。

私どもの町の職員は私のような特別職、さらには再任用職員や期限付き職員を除き、消防の職員も入れますと現在172人でございますので、先ほど言った係員の数が53人ですから31%おります。

振り返って、大空町になって採用した職員が今何人いるのかと思いましたが、63人、37%でございます。更に10年未満の経験年数の職員が58人で34%ということでもあります。いずれにいたしましても係員10年未満、大空町になって採用した職員は3分の1を超えているということでもあります。10年後は10年未満だといっていた職員がこの大空町を支えていくことになるであろうと考えております。そういった職員を今、しっかりと育てていく、そのこともこの大空町が自治体として今後も持続可能の中で運営が出来る、経営が出来ていくことに繋がると。今やらなければならないのは、こういった人材をしっかりと作っていくことだと最近つくづく感じております。

今回この定例会でいただいたさまざまなご指摘、ご意見、そういったものを、この職員ともども今後ともしっかりと考えながら、将来に向かってのまちづくりというものを考えてまいりたいと思っております。そういうご指摘をこの定例会にいただいたということに改めて感謝を申し上げて御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 令和元年第4回大空町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午後0時28分)